# むつ市議会第259回定例会会議録 第2号

## 議事日程 第2号

令和6年2月29日(木曜日)午前10時開議

### ◎諸般の報告

### 【一般質問】

- 第1 一般質問(市政一般に対する質問)
  - (1)10番 村 中 浩 明 議員
  - (2) 3番 佐 藤 武 議員
  - (3)16番 浅 利 竹二郎 議員
  - (4) 4番 工 藤 祥 子 議員
  - (5)19番 佐 賀 英 生 議員

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員	(22人)
四川既只	

1番	高	橋	征	志	2番	杉	浦	弘	樹
3番	佐	藤		武	4番	工	藤	祥	子
5番	濵	田	栄	子	6番	櫻	田	秀	夫
7番	住	吉	年	広	8番	白	井	$\vec{=}$	郎
9番	富	岡	直	哉	10番	村	中	浩	明
11番	野	中	貴	健	12番	佐	藤	広	政
13番	東		健	而	14番	中	村	正	志
15番	井	田	茂	樹	16番	浅	利	竹 二	郎
17番	岡	崎	健	吾	18番	佐々	木	隆	徳
19番	佐	賀	英	生	20番	大	瀧	次	男
21番	佐々	木		肇	22番	富	岡	幸	夫

## 欠席議員(なし)

## 説明のため出席した者

-													
	市	長	山	本	知	也	副	市	長	Щ	西	伸	二
	教 育	長	<u>kal</u>	部	謙	_	公管	営 企 理	業者	村	田		尚
	代 監査委	表員	齊	藤	秀	人	選委委	挙 管 員 員	理会長	畑	中	政	勝
	農委会職 務代	業会長理	嶋	影	秀	子	政統	括	策監	吉	田		真
	総務部	長	吉	田	和	久	デ行推	ジタ 進	ル 政 監	藤	島		純
	企画政部	策長	角	本		カ	財	務部	長	松	谷		勇
	民生部	長	斉	藤	洋	<del>-</del>	福	祉 部	長	中	村	智	郎
	福祉理	部事	須	藤	勝	広	健づ推	く 進 部	康 り 長	菅	原	典	子
	子み部skoにり所 どら idc	もい長eseここ長	吉	田	由佳	子	経	済 部	長	立	花	_	雄
	都市整部		木	下	尚一	郎	建部	設 技	術 長	小 笠	原	洋	_

川内庁台所	全 百 三 文	杉	山	郷	史	大 :	畑庁	舎長	高	杉	俊	郎
脇 野 海 庁 舎 所 县		小	田	晃	廣	会管		計者	千十	代 谷	賀士	子
選挙管 5	理公公正文	エ	藤	淳	_	監事	査 委 務 局	員長	伊	藤	恭	雄
農委事経理	类会受郛事	成	田		司	教	育 部	長	伊	藤	大 治	郎
教委事施技	<b>育公公司司</b> 描述品	畑	中		涉	上局民理	下 水 生	道長部事	中	村		久
総政推市公務 進 室	郑春花园园文园文	石	橋	秀	治	総副総	務 理 務 課	部 事 長	_	戸	義	則
教委事政推	<b>安司公安司可</b>	就鳥	岳	彰	丸	課中	員務理 選学 館	育会局事習長央長	櫻	井		忍
教委事副学課	<b>安可公公司司事尹安司宣文</b>	石	Ш	偵	大	上水政推民副	道進生理	下局策監部事	JII	島	_	彦
上水下技専民副	下司首府监部事	中	村		亨	上水副水	道 理 道 課	下局事長	柳	谷	真	吾
教 員 名	公司人公司司证文	畑	中	俊	彦	上水下課民環政総	道水 生 策 主	下局道長部境課幹	本	田	正	大
総 務 諸 主	部 課 幹	徳			学	総総主	務務	部課查	Ш	杰	恒	太
	部 果 壬	][[	畑	千 菜	美							

# 事務局職員出席者

事務局長 佐 藤 孝 悦 次 長 中 野 敬  $\equiv$ 主 幹 澁 子 主任主査 中 奈 Ш 紋 畑 佳 主任主査 主 任 端 井 田 周 作 浜 快

#### ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

○議長(冨岡幸夫) ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は22人で定足数に達してお ります。

#### ◎諸般の報告

- ○議長(冨岡幸夫) 本日諸般の報告については、 特に申し上げる事項はありません。
- ○議長(冨岡幸夫) 本日の会議は議事日程第2号 により議事を進めます。

#### ◎日程第1 一般質問

○議長(冨岡幸夫) 日程第1 一般質問を行います。

質問の順序は、抽せんにより村中浩明議員、佐藤武議員、浅利竹二郎議員、工藤祥子議員、佐賀英生議員、野中貴健議員、富岡直哉議員、佐藤広政議員、住吉年広議員、濵田栄子議員、東健而議員、高橋征志議員、中村正志議員、杉浦弘樹議員、櫻田秀夫議員の順となっております。

本日は、村中浩明議員、佐藤武議員、浅利竹二郎議員、工藤祥子議員、佐賀英生議員の一般質問を行います。

### ◎村中浩明議員

○議長(冨岡幸夫) まず、村中浩明議員の登壇を 求めます。10番村中浩明議員。

(10番 村中浩明議員登壇)

○10番(村中浩明) 皆さん、おはようございます。 本日、一般質問トップバッターを務めます10番、 会派陸奥未来の村中浩明でございます。

質問に先立ちまして、今年1月1日の石川県能登半島地震で犠牲となられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。いまだ避難生活を余儀なくされている被災地域の皆様の安心と安全、そして日常生活が一日でも早く戻ることを心よりお祈り申し上げます。

そして、今年度をもって退職されます職員の皆様には、これまで長きにわたりむつ市のためにご尽力されてきたご功績とご苦労に対し、心から敬意を表する次第でございます。これからも、地域発展のためご尽力をいただき、これからの人生が充実したものでありますように、ご活躍とご健勝を心からご祈念申し上げます。

それでは、むつ市議会第259回定例会において、 通告に従いまして一般質問いたします。市長並び に理事者各位におかれましては、明快かつ前向き なご答弁をよろしくお願いいたします。

質問事項の1項目め、町内会の支援についての 1点目、地域担当職員制度の導入についてであり ます。地域担当職員制度とは、地域課題を解決す るために、市職員が地域に赴き、会議や交流イベ ントへ参加することにより、住民との対話、交流 を通じて地域の現状を把握し、それぞれの状況に 合った支援を行い、よりよい地域づくりを応援す る制度です。

市職員は、地域課題やニーズを把握し、課題解決に向けた方策について、地域の方々と一緒に検討し、提案を行ったり、地域から上げられる要望を市担当課へ伝達したり、市の情報を地域へ共有するパイプ役を担います。

青森県内では、八戸市が2008年4月の制度導入 から15年を迎え、当時は市民と行政による協働の まちづくりの先進事例として全国的にも注目され、制度が定着した現在では、地域に欠かせない存在となっています。また、弘前市では、地区を担当する職員が住民との橋渡し役を担う弘前市のエリア担当制度が発足から丸12年を迎えております。

平成30年4月、市と町内会では、お互いの役割を明確にし、より連携を深め、共に市民協働のまちづくりを推進することを目的とし、パートナーシップ協定が締結されました。町内会では、市民協働のまちづくりを推進する上で最も重要なパートナーであることから、今後町内会への地域担当職員制度の導入を検討すべきと考えますが、市長の考えをお伺いいたします。

続きまして、2項目め、日本ジオパーク全国大会下北大会についてであります。下北ジオパークについては、地域が主体となったボトムアップ型の活動に私自身も共感し、これまでも数回一般質問させていただき、またジオパークを応援する立場として、清掃活動や各種イベントにも参加してまいりました。

先日、これらの活動の一つが評価されるという 喜ばしい出来事がありました。去る2月5日に、 長年にわたり牛の首農村公園海岸清掃を継続して きました脇野沢ボランティアの会が、青森県循環 型社会形成推進功労者表彰の中で地域環境美化功 績者として県知事より表彰を受けました。この表 彰は、下北ジオパークの活動の一つの功績として 大変喜ばしいことでありましたので、皆様にご紹 介をさせていただきます。このようなすばらしい 活動を行っている下北ジオパークを応援したい思 いから質問させていただきます。

それでは、質問事項の2項目め、日本ジオパーク全国大会下北大会についてであります。今年の8月30日から9月1日、下北ジオパークにおいて、第14回日本ジオパーク全国大会下北大会が開催さ

れるという報道は、新聞やテレビなどでも頻繁に取り上げられ、大会の規模についても1万8,000人を想定しているとのことで、当地域で行われる催しとしては、いまだかつてない大きな大会になるのではないかと思うところであります。

私自身、ジオサイトの活動理念に深く感銘を受け、また応援する立場として度々一般質問を行ってきましたが、下北ジオパークの活動目的は、地球科学的価値のある場所の保全を前提に、教育や学習に活用することで地域の魅力を再発見し、郷土愛の醸成を図ることに、またジオパークを活用した経済活動を各産業に発展、波及させることで地域の価値、ブランドカの向上を図ることとしており、本大会は、まさにこの活動目的が合致した大会と言えるのではないでしょうか。

この大会を通じて、より一層下北ジオパークが、 そして下北地域が全国、世界へ知られるような地域となり、世界中の人々が訪れたくなる地域として発展していってほしいという思いと、将来目指すであろうユネスコ世界ジオパークの認定に向けて、はずみとなる大会になってほしいという思いから、次の4点についてお伺いいたします。

1点目、全国大会開催にかける市長の想いはどのように考えていらっしゃるのか。

2点目、現在の進捗状況について。これまでに 具体的に決まっている大会内容はどのようなもの か。

3点目、民間事業者や関係機関との連携について。地域の事業者や関係機関などとの連携はどのように行われるのか。

4点目、大会の効果検証について。今回の全国 大会の開催をどのように分析し、今後の活動に生 かしていくのか。

以上、2項目5点について、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長(冨岡幸夫) 市長。

#### (山本知也市長登壇)

○市長(山本知也) おはようございます。村中議員のご質問にお答えいたします。

まず、町内会の支援についてのご質問、地域担当職員制度の導入についてお答えいたします。私は、市長就任直後から市民協働によるまちづくりの実現に向け、スマイル・トークリレー「FLAT」を開始し、むつ市政を直接お伝えすることや、市民の皆様から課題や現状をお伺いし、課題解決の糸口を探るため、対話を重ねてまいりました。

また、市職員も地域に住む一員として、市民の皆様とともに地域の課題を語り合い、考え、解決に向け努力するため、むつ市職員行動指針において、「ともに歩み、明日をつくる市民協働推進への心がけ」と、「奉仕の心と地域活動への心がけ」を掲げ、市職員自らが市民の皆様のニーズを把握し、市民協働によるまちづくりを進めていくことや、全体の奉仕者として町内会などの地域活動に積極的に参加し、市の振興発展のために意識して行動するよう努めているところであります。

さらに市では、市民協働による持続可能な地域 づくりのため、平成30年度から、市と全ての町内 会との間でむつ市地域の明るい未来づくりに関す るパートナーシップ協定を締結し、円滑な市政運 営や、地域が抱える課題の発見と解決策について 相互連携を図っております。

これらの取組を通して、町内会活動を支援し、 地域の活性化に取り組んでまいりますので、ご理 解を賜りたいと存じます。

次に、日本ジオパーク全国大会下北大会についてのご質問の1点目、全国大会開催にかける市長の想いについてお答えいたします。全国大会を開催するに当たり、私の想いとして期待することが3つあります。

1つ目は、地域の子供たちへの期待です。全国大会では、日頃の地域学習の成果をまとめてステ

ージで発表するほか、製作したポスターを展示するなど、自分たちの言葉で全国の方々に地域の魅力を発信する絶好の機会であると考えております。子供たちには、この経験を通して郷土愛を育み、改めて自分たちの住む地域に対し、自信と誇りを持ってほしいと思います。さらには、日本あるいは世界に向けて広い視野を持ち、自分の将来を考えるきっかけになってほしいと期待しております。

2つ目は、地域の方々への期待です。大会当日は、下北5市町村から物販や飲食を提供する事業者が多く集まるほか、地域の企業、団体のPRブースも設ける予定です。このように様々な分野の方々が集うことにより、さらなる相乗効果が生まれ、新たな事業が展開されていくことを期待しております。また、この全国大会の開催が令和8年度に予定されております国民スポーツ大会をはじめ大規模なイベントの開催につながることを期待しております。

3つ目は、下北ジオパークの認知度向上への期待です。全国大会を通じて下北ジオパークを全国の皆様に発信し、全国から注目される下北になることで、次のステップであるユネスコ世界ジオパーク認定の足がかりとなる、そんな大会になってほしいと期待しております。

次に、ご質問の2点目から4点目までにつきま しては、担当部長からの答弁とさせていただきま す。

- ○議長(冨岡幸夫) 企画政策部長。
- ○企画政策部長(角本 力) 次に、日本ジオパーク全国大会下北大会についてのご質問の2点目、現在の進捗状況についてと、3点目、民間事業者や関係機関との連携については関連がございますので、一括してお答えいたします。

大会の開催に向けては、昨年9月2日に研究機 関、教育機関、商工団体及び下北5市町村の計62団 体で組織した実行委員会を立ち上げ、総務、分科 会運営、おもてなし、会場整備、活動発表・展示 の5つの部会に分かれて準備を進めております。

大会では、会場であるしもきた克雪ドームにおいて、子供たちのジオパーク活動の発表や展示を行うほか、企業ブースの設置も予定しております。また、屋外では下北ならではの食やお土産品を提供するほか、キッチンカーでの販売もあり、どなたでも楽しみながらジオパークを学べる会場づくりを目指しております。

現在大会当日に出店いただける飲食店事業者様や展示ブースに参画いただける地域の企業、団体様を募集しておりまして、既に65もの方々よりお申出をいただいているところでございます。

このほか、下北ジオパーク推進協議会と連携協定を締結しております国立研究開発法人海洋研究開発機構むつ研究所、台湾の野柳地質公園、海上自衛隊大湊地方隊の皆様へ協力をお願いしております。例えば海上自衛隊大湊地方隊との連携では、海から芦崎を見る湾内クルーズや、ジオガイドによるエクスカーションツアーを企画しているところであり、これまで行われてきた各種イベントにおけるにぎわいの創出はもちろんのこと、各団体と連携した新しい催しを行うことで、ふだんは味わうことのできないような体験を提供いたします。

大会に係る現在の進捗状況につきましては、交 通対策、宿泊の確保、会場整備のほか、参加・協 力団体との調整など、各部会においておおむね計 画どおり準備が進んでおります。

次に、ご質問の4点目、大会の効果検証についてお答えいたします。今回の大会では、デジタル技術を活用し、来訪者の経路や大会前後の訪問場所についても分析し、効果を検証することとしております。これらの結果を踏まえ、下北ジオパークが次のステップに進めるような活動を展開する

ことはもちろんのこと、新たな観光コンテンツの 開発などに活用できるよう検討を進めてまいりた いと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じ ます。

- ○議長(冨岡幸夫) 10番。
- ○10番(村中浩明) ご答弁ありがとうございました。それでは、地域担当職員制度の導入についての再質問、1点だけいたします。

今後調査研究する上で、地域担当職員制度がも たらす効果や成果はどのように考え、また制度の 課題についてどのように考えているのか、お伺い いたします。

- ○議長(冨岡幸夫) 政策統括監。
- ○政策統括監(吉田 真) お答えいたします。

地域担当職員制度導入による効果や成果、課題についてでありますが、この制度を導入しております自治体へのアンケート結果では、「地域のご意見やご要望を把握する上で効果的である」と回答している自治体が最も多くなっております。また、担当職員にとりましても、地域社会についての知識や情報を得ることや、人脈づくりにおいても効果があるとされております。

一方で、昭和43年に全国で初めてこの制度が導入されてからこれまでの間、行政と市民の皆様との顔の見えるつなぎ役としての制度ではありますが、役目を終え、廃止した自治体もございます。

様々な理由があるとは存じますが、ご意見やご 要望を伺う方法は時代とともに変化するものと考 えており、当市におきましても、現在ホームペー ジを通して寄せられる声が最も多くなっておりま す。

いずれにいたしましても、今後ともスマイル・トークリレー「FLAT」をはじめとした各種取組により町内会との連携を深め、地域とのつながりを確保してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 10番。
- ○10番(村中浩明) ありがとうございました。山本市長が公約として掲げる「対話の文化で描くまちづくり」実現のため、スマイル・トークリレー「FLAT」の事業では、35団体、560人の参加者との対話を重ねてこられたということを伺っております。市民とフラットな目線で意見を交わし、多くの要望を伺ってこられました。また、今後はもっと、特に若い世代、20代から50代の声や、まだまだ拾い切れていない多くの地域、また市民の声に耳を傾けていただきたいと思います。そして、引き続き市民協働のまちづくりに向けて、継続して取り組んでほしいとお願いいたします。

それでは、次に日本ジオパーク全国大会下北大会の現在の進捗状況について再質問いたします。 現在の進捗状況に関連して、分かる範囲で結構ですので、規模の分かる数値などがありましたら、 お知らせください。

また、全国大会に参加するためにはどのように すればよいのか、お伺いいたします。

- ○議長(冨岡幸夫) 企画政策部長。
- ○企画政策部長(角本 力) お答えいたします。 会場全体の来場者、これは全国大会の規模が分かる数値ということですけれども、先ほど議員のほうからご紹介ありましたとおり、8月31日と9月1日の2日間で延べ1万8,000人来場いただけるというふうに考えてございます。また、宿泊者数に関しましては、1日当たり800人と見込みまして、準備を進めてございます。

また、8月31日に開催いたしますステージ発表やポスター発表への参加につきましては、下北管内の教育機関のうち、30校が意向を示しておりまして、見学を含めますと、1,000人を超える児童・生徒さんの来場が予定されております。

また、大会運営のボランティアとして、約100名 の生徒さんが参加する予定となっております。 次に、全国大会への参加の申込みについてお答えいたします。大会当日に行われますステージ発表やポスター発表、また物産フェアに関しましては申込み不要で、どなたでも自由に参加いただけます。ただ、ツアーですとか、専門的な議論を行います分科会、あとは先ほどもご紹介申し上げましたけれども、湾内クルーズなどの人数制限のある催しにつきましては、事前の申込みが必要となります。

申込みにつきましては、5月中旬より受付を開始する予定でありまして、開催の日程やプログラムの詳細につきましては、広報むつや全国大会の公式ホームページなどを通じまして、市民の皆様へお知らせしたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 10番。
- ○10番(村中浩明) ありがとうございます。今回 の日本ジオパーク全国大会下北大会でありますけれども、特に子供さんたち、教育機関、37校中30校 が参加されると。ボランティアでも、児童・生徒 の方が100名ほど参加する予定であるとお聞きし、本当に未来の、このむつ市を背負っていく子供たちが夢と希望を持って、また自らの考えと言葉で下北の魅力を発表する場であるということは、本当に尊い経験の場だと思っております。

次に、大会の効果検証についての再質問をいた します。人の動き、いわゆる人流について、具体 的にどのような検証を行うのかお知らせくださ い。

- ○議長(冨岡幸夫) 企画政策部長。
- ○企画政策部長(角本 力) お答えいたします。 現在予定しております人流分析につきましては、例えばですけれども、全国大会で下北に来訪したお客様が、これも例えばですけれども、釜臥山展望台を訪れた場合、その後どのような場所を訪れる傾向にあるのかといった統計を取りまして

分析するといったものでございます。これに年齢 層など細かい条件を加えることで、来訪者の皆様 の傾向を分析いたしまして、関心の高い地域資源 について、多角的に検証することができるものと 考えておりまして、今後の受入れ整備をより効果 的に行うことができるというように考えてござい ます。

以上です。

- ○議長(冨岡幸夫) 10番。
- ○10番(村中浩明) ありがとうございました。昨年6月9日には、国内のジオパークでは初めてとなる海上自衛隊と下北ジオパークに関する包括連携協定を締結いたしました。海上自衛隊大湊地方隊様には、ジオパークサポーターの会が参加する海岸清掃活動などへの積極的なご参加や、海上自衛隊大湊基地内にある下北ジオパークのサイトの一つであります芦崎内での保全モニタリング活動へのご協力などをいただき、さらに連携を強めていく中で、今年の全国大会でもさらなるご協力をお願いできるということで、とても楽しみにしております。

ジオパークの活動では、活動の3本柱であります保全・研究、教育・防災、そして地域振興がバランスよく取り組まれることが重要であるとされておりますが、今回の全国大会を通じて下北ジオパークでは、この3本柱の活動が十分に実現できるものと感じております。

また、今回の全国大会を経て、地域がより一層 盛り上がることで、全国大会終了後にも控えている4年に1度の日本ジオパーク再認定審査もクリ アできるものと確信しております。ぜひとも頑張 っていただきたいと思います。

今年の全国大会には、ぜひとも参加し、市長を はじめ5市町村、また関係者とともに地域を盛り 上げ、大成功に導きたいという思いをお伝えし、 私からの一般質問を終わります。ありがとうござ いました。

○議長(冨岡幸夫) これで、村中浩明議員の質問 を終わります。

ここで、午前10時40分まで暫時休憩いたします。 午前10時29分 休憩

午前10時40分 再開

○議長(冨岡幸夫) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

#### ◎佐藤 武議員

○議長(冨岡幸夫) 次は、佐藤武議員の登壇を求めます。3番佐藤武議員。

(3番 佐藤 武議員登壇)

○3番(佐藤 武) おはようございます。日本共産党の佐藤武です。通告に従って、むつ市議会第259回定例会、一般質問を行います。今日は、2項目4点について質問いたします。

まず初めに、教育行政についてですが、教育の目的を考える場合には、常に基本に立ち返ることが重要だと考えています。20世紀に2つの世界的な戦争があり、その反省の下に国際連合ができ、世界人権宣言がつくられました。多くの犠牲者を出した15年間の戦争の反省の上に日本国憲法が制定され、それに基づいて教育基本法が制定されました。

世界人権宣言では、「教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない」とうたっています。教育基本法では、教育の目的は「人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない」としています。人格を身体的にも精神的にも子供たちが持っている発達、創造、変革などの計り知れない能力を備え

ている主体として捉え、人間の素質や個性の全面 的発達を目指し、その全面的な開花を達成する社 会をつくる形成者、主体として捉えることである と考えています。

一方で、日本政府は、国連・子どもの権利委員会から、3回の勧告を受けています。教育制度の過度に競争的な性格が子供の肉体的及び精神的な健康に否定的な影響を及ぼし、子供が最大限可能なまでに発達することを妨げていると懸念を表明し、過度に競争主義的な環境による否定的な結果を避けることを目的として、学校制度及び学力に関する仕組みを再検討することなどを勧告しました。

また、学校教育の現場や政策決定過程で子供の 意見が考慮されておらず、子供が権利を持った人間として尊重されない伝統的な見方が子供の意見 に対する考慮を著しく制約していると指摘し、子 供が意見を十分に表明する権利を促進するための 措置を強化するように勧告をしました。

教育については、教育制度が高度に競争的であり、いじめ、精神的障がい、不登校、登校拒否、中退及び自殺につながることを懸念しています。 子どもの権利委員会が、日本のような高度に発達した資本主義国に対して、全ての子供に関わる教育制度などで厳しい警告の文書を送ったことは、異例中の異例です。

以上のことから考えると、現在の日本の教育は 子供たちが人間らしく生き、全面的に発達してい く道を阻害し、社会をよりよく変えていく主体と しての存在を認められていないのではないかとい うふうに感じます。

そこで、1点目として、学校教育における児童・生徒の現状について、どのような認識を持っているか、教育長にお伺いします。教育は、人間対人間で実現されるものです。人間だけが人間になるのです。教育の環境、条件で最も大切なものは、

教職員と子供たちの関係です。教職員の長時間過密労働が子供たちと向かい合う時間や授業の準備の時間を奪い、教職員の心身の健康を奪っています。これでは、いい教育はできません。学校の役割の肥大化、管理と統制、公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法、いわゆる給特法による賃金不払いなどで非常に厳しい労働条件にさらされています。教員採用試験の倍率が年々下がっています。教員採用試験の倍率が年々下がっています。青森県では、平均で3.3倍、小学校では1.1倍になりました。慢性的な教員不足であり、現場の教職員のやりがいと責任感で教育が担われていることが全日本教職員組合のアンケート結果からも明らかです。

そこで、2点目として、教職員の多忙化が教育に与える影響について、多忙化が本人の生活と健康、子供たちの教育にどのような影響を与えているとお考えか、教育長に伺いたいと思います。

次に、国民健康保険税について質問します。物 価高騰が国民の暮らしを直撃する中、インボイス 制度の導入で苦しんでいる自営業者やフリーラン ス、年金生活者、健康保険非適用の労働者などが 加入する国民健康保険税の値上げが全国で相次い でいます。

2018年から、いわゆる国保の都道府県化が始まりました。県の標準保険料率は、あくまで参考値で、市町村に服従する義務はないとされていますが、こうした都道府県化からのあるべき保険料水準の提示は、市町村への値上げの圧力となっています。夫婦と小学生の子供2人家庭を見ると、国保税で都道府県化前と2023年を比べると、1,736自治体のうち999自治体で値上げされ、値下げしたのは411自治体にとどまりました。現行の保険制度が始まった1960年代、社会保障制度審議会は、加入者に低所得者が多く、保険料に事業者負担がない国保は、相当額国庫が負担する必要があると勧告しました。国が予算を投入することで、国保

と健保の保険料の格差を是正するのが当初の制度 の理念です。ところが、歴代政権は国保の国庫負 担の削減、抑制を続ける一方、加入者の高齢化、 貧困化が進んだことで、国保税の値上げが止まら なくなり、健保との保険料の格差が一層広がりま した。

全国知事会や全国市長会は、国保への定率国庫 負担の増額を求めています。国や県の公費負担を 今の約4.5兆円から1兆円増やすことによって、 国保と協会けんぽの保険料をほぼ同水準まで引き 下げることができます。被保険者の数に応じて人 頭税のようにかかる均等割、各世帯に定額でかか る平等割という協会けんぽにはない仕組みを全廃 すべきだと思っています。

むつ市の国保加入者は、市民の約20%ですが、 国保税を上げないことと不平等な国保負担の軽減 を図る取組を維持、拡充し、住民本位の国保行政 を推進することが自治体の役割ではないでしょう か。

そこで、以下の点について質問します。

1点目として、国民健康保険税の「都道府県化」の影響と今後の見通し。都道府県化後の被保険者 負担の変化と今後の被保険者負担と収支の見通し についてお伺いします。

2点目として、国民健康保険税軽減の取組についてお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とします。

○議長(冨岡幸夫) 市長。

(山本知也市長登壇)

○市長(山本知也) 佐藤武議員のご質問にお答え いたします。

国民健康保険税についてのご質問の1点目、国 民健康保険の「都道府県化」の影響と今後の見通 しについてお答えいたします。国民健康保険は、 国民皆保険の根幹をなす医療保険でありますが、 人口減少や団塊世代の後期高齢者医療制度への移 行による被保険者の減少をはじめ、医療の高度化等による1人当たり医療費の増加等の課題があります。市の国民健康保険財政は、平成28年度の税率改正や国の財政支援の拡充により赤字を解消し、平成30年度の県単位化後も国民健康保険税率を改定することなく運営されており、収支の状況から、令和6年度においても税率改定の必要はないものと考えております。

今後は、人口減少や団塊世代の後期高齢者医療保険への移行により被保険者は減少が続き、一方で新型コロナウイルス感染症の5類移行による受診行動の変化により、令和2年度、令和4年度に減少した保険給付費が増加に転じ、令和6年度以降もこの傾向が続く見込みであります。

保険給付費の変動等は、県から示されます国民 健康保険事業費納付金に影響を与えますので、今 後の推移を注視してまいりたいと考えておりま す。

次に、ご質問の2点目、国民健康保険税軽減の 取組についてお答えいたします。国民健康保険税 を軽減する制度といたしましては、世帯の所得に 応じた基準により、均等割及び平等割を7割、5 割、2割軽減する制度と、世帯の所得に応じた基 準に関係なく未就学児の均等割の5割を軽減する 制度があります。市といたしましては、今後も制 度改正等に注視し、適切に対応してまいりますの で、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(冨岡幸夫) 教育長。

(阿部謙一教育長登壇)

○教育長(阿部謙一) 佐藤武議員の教育行政についてのご質問の1点目、学校教育における児童・ 生徒の現状についてお答えいたします。

議員が述べられた勧告では、過度な競争主義的な教育制度により、子供たちのいじめや不登校増加につながることへの懸念が指摘されております。現在当市の学校におきましては、全ての子供

たちの望ましい成長及び人格の陶冶を目指し、児 童・生徒一人一人の実情に応じた取組や支援を行っております。

教育委員会といたしましても、全ての子供たちが学校が楽しいと笑顔で登校できるよう、今後も学校と連携しながら取り組んでまいりますので、 ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、教員の多忙化が教育に与える影響についてお答えいたします。近年学校現場において、教職員が日々の教材研究や生徒指導、保護者対応、部活動指導等の業務により在校時間の超過を常態化させ、望ましいワーク・ライフ・バランスを保つことができない現状となっていることが大きな問題となっており、心身の健康を害するほどに多忙を極めた結果、休職に至った事例も増加しているところであります。教職員が子供たちと向き合うことに専念できる状況が担保されなければ、授業の質の向上や安全管理等といった学校現場における教育活動にも影響を与えることにつながりかねないと考えております。

教育委員会といたしましても、大きな問題であると捉えており、様々な対策を講じているところでありますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 3番。
- ○3番(佐藤 武) ご答弁ありがとうございました。

国保税について、平成28年から赤字解消されているということで、健全財政だというふうに思っています。都道府県化された後も、ずっと黒字であるということを言われました。来年度も改定の予定はないということですので、大変安心しているところです。

自治体によって様々違いはあるのですけれど も、それはそれぞれの自治体の事情があるので、 そこについてはあまり細かいことを言っても、む つ市にはむつ市の事情があると思っていますの で、これからも国保財政が健全であり続けるよう に、そして市民の負担が大きくならないようにし ていただきたいというふうに思っています。

国保税の割引については、前回も質問のときに 何いましたので、そういう取組は大変大事だなと 思っています。ちょっと順序が逆になって申し訳 ないのですが、忘れないうちに、答弁についてお 話をしておきたいと思っていました。

教育長のほうからは、国連・子どもの権利委員会からの勧告については、やはりいつも念頭にあって、これについて留意しながら学校とも協力して、子供たちが楽しく学校に通えるようにしたいという答弁をいただきましたので、ぜひ子供たちのために、「人格の陶冶」という言葉も使われましたので、大変大事だと思いますので、その実現のために努力をしていただきたいと思います。

在校時間については、これはむつ市だけではなくて全国的な問題なので、なかなか解決するのは難しいとは思うのですが、これからも教職員というのは、やはり教育していく場合、子供たちの一番大きな環境だと思っていますので、取組を、対策を取っていただきたいというふうに思っています。

それでは、順次再質問に移らせていただきます。 教育行政についてですが、まず学校教育における児童・生徒の現状について再質問をします。令和2年度から令和4年度の不登校の児童・生徒数 及び30日以上の病欠扱い者は増えているかどうかについてお伺いします。

- ○議長(冨岡幸夫) 教育部長。
- ○教育部長(伊藤大治郎) お答えいたします。 まず、令和2年度の不登校児童・生徒数は、小

学校14人、中学校61人、計75人。令和3年度は、 小学校15人、中学校64人、計79人。令和4年度は、 小学校24人、中学校72人、計96人であり、令和3 年度と令和4年度を比較すると、小学校で9人、 中学校で8人、合計で17人の増加となっております。全国的に令和4年度の不登校児童・生徒数は増加しておりますが、在籍児童・生徒に占める不登校児童・生徒の割合は、全国で3.2%、青森県で2.7%、むつ市は2.6%と、それらを下回る数値になっていることをお伝えいたします。

また、令和2年度の病欠で長期欠席した児童・生徒は、小学校2人、中学校3人、計5人。令和3年度は、小学校1人、中学校17人、計18人。令和4年度は、小学校4人、中学校15人、計19人となっており、令和3年度からは横ばいになっております。長期欠席の要因は多岐にわたるため、各学校では児童・生徒一人一人に寄り添い、どの子にも学びを保障できるよう丁寧に対応しております。

- ○議長(冨岡幸夫) 3番。
- ○3番(佐藤 武) 詳しく答弁いただきまして、 どうもありがとうございます。

全国的に、やはり不登校児童・生徒は増えていて、昨年ですか、一昨年ですか、今は約30万人近いというところまで来ています。むつ市も少しずつ増えて、そして令和3年から令和4年に増えたということでありますが、これは全国的な傾向をまず示していて、それでもむつ市は割合からすると、ちょっと低い状況にあるということは、それなりの対策を取られているのではないかなというふうに思っています。

それで、不登校の児童・生徒が約30万人になっている、むつ市でも増えていることは分かりました。全国で長期不登校の児童・生徒を医師の診断で病気欠席にカウントする人数が増えているのです。むつ市でも令和3年、令和4年と増えています。そうしますと、今まで不登校者数としてカウントされていた人数が外されることになるというのは、全国的な傾向です。そこで、不登校者数が実態を反映しないことになってしまうという心配

もありますので、心を病む子供たちもその中にはいるので、これが今問題なのではないかというふうに私は思っています。

それでは、次に移ります。令和2年度から令和4年度の教育研修センター利用者数及びオンライン学習で出席とみなされる場合があるのかどうか伺います。

- ○議長(冨岡幸夫) 教育長。
- ○教育長(阿部謙一) お答えいたします。

むつ市教育研修センター教育相談室に通室している児童・生徒は、令和2年度、小学校3人、中学校16人、計19人、令和3年度、小学校3人、中学校17人、計20人、そして令和4年度は小学校10人、中学校14人、計24人が通室しており、出席扱いとなっております。

また、各学校では、全ての児童・生徒に多様な 学びを保障するために、要望に応じてオンライン による学びを提供しているところであり、その取 組状況により、出席扱いが可能となっております。

- ○議長(冨岡幸夫) 3番。
- ○3番(佐藤 武) 詳しい数字もご答弁いただい てありがとうございます。これからも子供たちが 学習する機会を保障するという意味でも、様々な 方策あるいは選択肢を考えて、子供たちの学習の 機会を確保することにぜひ努力を続けていただき たいと思います。

3点目として、国連・子どもの権利委員会から、 過度に競争的な学校システムを含むストレスの多い学校環境から子供たちを解放すると勧告され、 子供を解放するとまで強く指摘されている。過度 に競争的な学校システムを含むストレスの多い学 校環境とは、具体的にどういうことを考えていらっしゃるのか、認識を伺いたいと思います。

- ○議長(冨岡幸夫) 教育長。
- ○教育長(阿部謙一) お答えいたします。
  - 一部都市部においては、高倍率の難関私立中学

への受験競争が問題視されております。また、各種学力調査の結果についても、都道府県または自治体の置かれている状況を順位づけることが学校への過度な負担につながっていると報道等において指摘されているところでもあります。テストは、子供たちが学んだことが理解できているかどうか、どの教科に、より力を入れて学ぶ必要があるのか、こうしたことを自ら知るために必要であり、その活用の仕方について適切に指導することが学校の責務であると考えております。

当教育委員会では、こうした考えの下、各種学 力調査の結果に対して、学校間の位置関係を示す のではなく、課題が見られた問題に対する分析や 具体的な指導方法を示す等、学習内容の確かな定 着を目指した指導を行っておりますので、ご理解 を賜りたいと存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 3番。
- ○3番(佐藤 武) 全国的には、やはり順位づけ とか倍率がどうだとかということで、かなり子供 たちにストレスがかかっているというふうに考え ています。むつ市では、今教育長から答弁ありま したけれども、学んできたことの定着の度合い、 あとは今後の課題について考えることがテストを するということの中心的な活用の仕方だと思うの は同じ考えで、やはりこれを競争的として捉える ような用い方というのが問題だというふうに私は 思っています。

やはり定着の度合いを確かめるということは大事なことですから、どこが欠落して、あるいは定着していないかということを見て、これからの教育の方針なり方法を考えていくことはとても大事なことだと思っています。

そこで、今学校自体が子供たちが競争と管理の 下に置かれている大変ストレスの多い環境になっ ているものと感じています。この環境から子供た ちを解放する責任というのは、私たち大人の責任 ではないかと思います。教育委員会としても、先 ほど教育長がおっしゃったように、学校のシステ ムを含むこういうストレスの多い環境を改善する 努力をこれからも具体的に行っていただきたいと いうふうに思っています。

少人数学級の実現、これは教育委員会だけでは できないのですけれども、あと教職員の増員、これもそうです、できるところは限られるのですが、 あとは子供たちの意見表明権の尊重、校則などの 生徒指導のマニュアル、管理統制の再考など、学 校システムそのものを根本から問い直していかな ければ、問題の解決には至らないのではないかと 考えますので、ぜひ今後検討していただきたいと 思います。

次に移ります。教育の基本は教育基本法だと思いますが、その中で教育は人格の完成を目指すことを目的としています。テスト採点による点数主義と、それに基づく人物評価と競争、子供の自由な時間が保障されず、意見表明権も確保されないなど、過度に競争的な学校システム、ストレスの多い学習環境が子供の人格の完成や全面的発達を阻害しているのではないかという危惧を感じているのですが、いかがお考えでしょうか。

- ○議長(冨岡幸夫) 教育長。
- ○教育長(阿部謙一) 先ほど申し上げましたように、テストは子供たちの側からすれば、自らの定着を確かめる、そうした意味を持っております。また、教員にとりましては、次の指導に役立て、子供たちによりよい学力を身につけさせる、そうしたことを知る機会ともなっております。学習指導要領においても、子供たち一人一人のよい点や進歩の状況等を積極的に評価することとされております。

各学校においても、点数や順位をもって、その 人物を評価することは決してなく、児童一人一人 の現状の把握と、その支援に重きを置いた取組を 行っていただいております。

また、各種学習状況調査におきましても、児童・生徒一人一人及び学校の状況に応じた目標を設定し、その目標達成に向かって取り組んでいただいております。成長のため、互いに認め合い、高め合う姿勢は必要であるものの、過度な競争に陥ることがないよう、学習以外の教育活動を含め、工夫した取組を行い、児童・生徒のやる気や自己肯定感を高め、学校が楽しいという思いを大切にすることで、全ての子供たちの成長を願った教育にこれからも学校と協力をして尽力してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 3番。
- ○3番(佐藤 武) ただいまの教育長の答弁の中で、特に心を引かれたというか、テストの点数とかで人物評価はしないと、大変大事だと思います。 そして、テストの本来の趣旨に沿って今後の教育に生かしていただきたいというふうに思います。

制度というのは、独り歩きをしてしまうことがあります。最終の目的を掲げるのですが、それが独り歩きをしてしまって、子供たちや教職員に負担をかけてしまうということがあり得ますので、ぜひそこら辺にも留意されて、教育委員会の仕事を十分果たしていただきたいと思います。

県の全国学力・学習状況調査が中止されることになりました。私は、現職時代からずっと廃止を求め、県教育委員会とも話し合ってきましたから、大変喜んでいます。全国学力テストも中止すべきだと思っています。この中止というのは、せめて悉皆での実施はやめると。そして、毎年ではなくてもいいし、抽出で十分に目的は果たすことができると私は考えています。これが一つ過度な競争を防ぐ方法になるのではないかと思っています。

テスト結果で子供たちを人として評価する傾向 が社会に根強く広がっています。明治からテスト 体制はありましたが、その当時はごく限られた子 供たちでした。現在は、全ての子供たちがテスト体制に組み込まれています。テストの点数というのは、人間の持っている能力のほんの一部です。 子供たちの持っている能力の全面的な発達を保障することこそ人格の完成への道ではないかと私は思っています。

2点目について、教員の多忙化が教育に与える 影響について再質問いたします。1つ目は、教員 の超過勤務の実態について、令和2年度から令和 4年度までの超過勤務時間数、実態はどうなって いるかお伺いします。

- ○議長(冨岡幸夫) 教育部長。
- ○教育部長(伊藤大治郎) お答えいたします。

教職員の1人1か月当たりの平均時間外の在校時間は、令和2年度における小学校が39.8時間、中学校が73.4時間、令和3年度における小学校は40.8時間、中学校が71.1時間、令和4年度における小学校は36.2時間、中学校が68.0時間となっております。

- ○議長(冨岡幸夫) 3番。
- ○3番(佐藤 武) 少しずつ改善されているという傾向にあると思います。それは、全国的にやはり教職員の長時間過密労働が問題になっていること、あとは市の教育委員会の努力も、私はあると思っています。それがないと、やはりなかなかこれは減っていかないと。平均が減るということは、全体に減らなければ平均減りませんから、大変よかったなと思っています。特に小学校の場合は、多分部活動の地域移行に伴う減というのがかなりあるのではないかなというふうに思っています。

それで、相変わらず全国的にも、むつ市も超過 勤務が非常に多いです。全日本教職員組合の調査 では、「日常業務の中でどんな時間を減らしたい か」との問いに、「教育委員会などに提出する資 料や統計、報告書の作成」が約63%でした。これ は、重複回答ですので。続いて、「職種や校務分 掌に関わる業務等、会議の打合せ」が約34%と突出しています。「時間をかけたい業務は何か」という問いに対しては、「授業、学習指導等、その準備」が約87%です。「学習指導以外の子供の指導、自主的な研修や自己研さん」。教育公務員特例法で、この自己研さんのところについては、法で定められており、一般行政と違うのです。ですから、こう答えた人たちが約50%前後なのです。それを見ると、教職員の意識、使命感は非常に高いということが分かるとともに、何に忙しさを感じているかがよく分かります。ですから、この点を踏まえながら、今後も教育委員会として対策を講じていただきたいと思います。

次に移ります。長時間過密労働の主な原因は何か、市として教員の長時間過密労働を解消するため、これまでの取組はどうだったか、また今後の取組について、方針がありましたら、お答え願います。

- ○議長(冨岡幸夫) 教育長。
- ○教育長(阿部謙一) 原因につきましては、様々な背景があろうかとは存じますが、学校を取り巻く社会環境や家庭環境の変化により、相対的に学校にかかる負担が増加してきている、こうした事実は否めないものと考えております。

教育委員会では、これまで平成28年度に教職員の働き方改革に関する意識の変革を図ることを目的として、教職員の時間外労働等の縮減に関する指針を策定し、各学校において時間外労働の縮減に取り組んでいただいているほか、先ほどご指摘いただいた小学校の部活動、スポーツ少年団への移行、部活動指導員の配置、教職員時間記録簿や勤怠管理システムの活用による勤務時間の把握、そして定時退勤日の設定、長期休業中における学校閉庁日の設定などを行ってまいりました。

今後の取組といたしましては、現在取り組んでいる中学校部活動の地域移行にさらに力を注ぎた

いと考えております。

また、これまで小中一貫教育非常勤講師やスクールサポーターを配置しておりましたが、これに加え今年度からは、スクールサポートスタッフを配置いたしております。また、来年度からは教職員の時間外対応負担の軽減を図ることを目的として、時間外電話切替器の導入を順次行うほか、教科指導を担う特別非常勤講師を新たに学校に配置するといった市独自の取組も進めてまいります。

教職員が自己の研さんに努めながら、子供たちに対して効果的な教育活動を行うことができる環境づくりを進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 3番。
- ○3番(佐藤 武) ご答弁ありがとうございました。この間、阿部教育長が就任されて、間もなく新しい取組もされて、今ご答弁いただいた様々な取組もされてこられたので、それに対しては本当に敬意を表したいと思います。

閉庁日、これすごく大事で、やはり長期休業中、 まとまって休めるということは、ふだんなかなか 土日も休めないという教職員にとっては、大変あ りがたいことだと思っています。勤務の把握につ いても努力をしているということだったので、大 変よかったと思います。

今後についても、具体策を答弁していただきました。これは、大変助かることです。やはり人が増えないと、仕事は多分減らないと思っています。 仕事の量を減らす努力も必要です。しかし、やはり現場にとっては人が増えないとなかなか負担が減らないという状況が続いていますので、ぜひこれからも取組を強化していただきたいと思います。

全日本教職員組合では、持ち帰り仕事があるのですが、恐らく行政の統計にはほとんど反映されていないと思われます。これもやはり仕事の一環

ですから、統計に反映されるような仕方をするべきではないかと思います。

市内の学校でも、実は不実記載、つまりうその 時刻を申告させるということがあったり、宿泊を 伴う超過勤務。普通は振替で処理するのですけれ ども、それがされなかったり、あと休む理由が必 要ない年次有給休暇、これについて理由をしつこ く聞かれたりという実態があります。これは、ぜ ひ教育委員会としても実態をつかんでいただいて 改善をしていただきたいというふうに思っていま す。

次に、子供たちの発達を保障する教育環境の中心は、先ほども述べましたが、教職員だというふうに思っています。タブレット端末の授業やIT化は、目的ではなく手段であると思っています。忙し過ぎて、本務である子供と向き合う時間や教材研究の時間が取れない。私はIT化に反対しているわけではありませんけれども、手段と目的が逆転するような風潮の中で、教職員にさらに負担を強いるIT化には、拙速にならず、慎重であるべきだと思いますが、いかがでしょうか。

- ○議長(冨岡幸夫) 教育長。
- ○教育長(阿部謙一) 教育環境のIT化は、これまでアナログで行っていた業務をデジタルに切り替えることで業務の効率化を図ることを目的としており、IT化により手間のかかる作業や日常的に繰り返し行っていた業務などの効率化が図られております。これらの取組は、教職員の子供と向き合う時間や教材研究等の時間の確保につながるものと考えております。

また、これからの社会を生き抜く子供たちには、 IT化にも対応した教育活動を実践していく必要 があると考えており、児童・生徒が一人一人タブ レットを持つに至った現在、学校現場においても、 よりよい活用方法について研究を重ねております ことから、私どもといたしましても、引き続き支 援してまいりたいと考えておりますので、ご理解 賜りたいと存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 3番。
- ○3番(佐藤 武) ご答弁ありがとうございました。市の教育委員会としては、業務の効率化ということで、教職員の多忙化を少しでも軽減していきたいということでしたので、ぜひそういう方向で進めていただきたいと。

もちろんこれからITの時代ですから、子供たちがそれに対応していくということは、当然これから生活していく上でも必要なことであると私は思っています。言いたいことは、急速に、拙速にならないようにしてほしいと、負担にならないようにしていただきたいということを申し上げているところです。

そういう話も教育長の答弁の中にありましたので、子供たちと向き合う時間を確保するとか、授業の準備をする時間を確保するとかということはとても大事なことですので、ぜひそういう方向で考えていただきたいと思います。

県の次期青森県教育施策の大綱素案というのを私2度ほど、この間集団で学習会をしたのですが、教育職員はティーチャーではなくコーチにする、デジタル化、教育DXを打ち出していることなど、細かいところまで見ていくと、どうも教育基本法や国連・子どもの権利委員会勧告と相入れないような要素があるのではないかというふうな危惧を感じているところです。先ほども言いましたが、拙速なIT化は、目的と手段の逆転が起こる可能性、おそれもありますので、子供や教職員に与える影響が大きいことから、慎重に取り組むことを切に要望したいと思います。

2項目めに移りたいと思います。国民健康保険 税について再質問をします。

1点目、国保税は最終的に市町村が決めること になっているので、標準保険料率はあくまで参考 値であることから、市として主体的に考えて取り 組むことによって、被保険者の負担を増やさない ように努力してほしいと思いますが、いかがでし ょうか。

- ○議長(冨岡幸夫) 健康づくり推進部長。
- ○健康づくり推進部長(菅原典子) お答えいたします。

平成30年度の国民健康保険の県単位化に伴い、 青森県国民健康保険運営方針が示されており、その中で「市町村は、県が示す市町村標準保険料率 等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収 納率に基づき保険料率を定め、保険料を被保険者 に賦課・徴収するとともに、県に納付金を納める」 とされております。

現状といたしましては、県から示されました市町村標準保険料率を参考としつつ、毎年度の収支を勘案しながら翌年度の予算を積算しており、平成28年度以降、国民健康保険税率の改定を行うことなく運営しております。

医療の高度化や被保険者の高齢化により、1人当たりの保険給付費は増加傾向にありますので、 長期的な視点で健康づくりの取組などに努めてまいりたいと考えております。

- ○議長(冨岡幸夫) 3番。
- ○3番(佐藤 武) 丁寧なご答弁、ありがとうございます。先ほども壇上での市長からの答弁についてお話をしましたけれども、むつ市の場合は平成28年からずっと黒字化されてきていると。国民健康保険税の都道府県化以降もきちんと黒字化の予算でできてきているということで、大変よいことだというふうに思っています。これが支出が膨らんで被保険者に負担が重くのしかかるということは、生活が大変になりますので、ぜひこれからも自治体として主体的に取り組んで負担増にならないように努力していただきたいというふうに思います。

それでは、次に移ります。国民健康保険税の均等割と平等割をなくすることで、税負担が協会けんぽにかなり近づきます。全国知事会が定率国庫負担の増額を求めていますが、所得も担税力もない未成年者に課税することは不合理であり、前近代的だと私は考えているのですが、いかがお考えですか。

- ○議長(冨岡幸夫) 健康づくり推進部長。
- ○健康づくり推進部長(菅原典子) お答えいたします。

令和4年度から全世代対応型の社会保障制度を 構築するための健康保険法等の一部を改正する法 律による地方税法の一部改正に伴い、世帯の所得 に応じた基準に関係なく、未就学児に係る被保険 者均等割額の5割を軽減できるようになりまし た。また、全国市長会におきましては、国民健康 保険制度等に関する提言を取りまとめ、子供にか かる均等割保険税を軽減する支援制度について は、必要な財源を確保し、対象年齢や軽減割合を 拡大する等、制度を拡充することなどを要望して おりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 3番。
- ○3番(佐藤 武) 全国市長会の取組等、私もそのことについては知っているので、ぜひ全国知事会議も含めて国に要望してもらいたいと思います。

未就学児の5割軽減というのは、これは国の施 策だったはずだと思います。やっぱり国がお金を 出せば軽減もできるということで、なかなか市独 自で予算措置を取るというのは、厳しい状況であ ることは私も分かってはいるのですが、やはり国 保税というのは大変負担が大きいです。特に均等 割、平等割は定額ですから、所得の低い人ほど負 担が大きくなります。均等割、平等割を軽減する と、協会けんぽの負担に近づきますので、これか らも市としても独自にできることがあったら、ぜ ひ考えていただきたいと思っています。

次に移ります。均等割を高校生までなくすこと を検討していただきたいのですが、お考えはいか がでしょうか。

- ○議長(冨岡幸夫) 健康づくり推進部長。
- ○健康づくり推進部長(菅原典子) お答えいたします。

均等割の取扱いにつきましては、未就学児に係る軽減措置が令和4年度から新たに開始されましたように、今後も時代の背景や少子化に対応した施策の中で様々な議論が行われ、必要な措置が講じられるものと認識しております。市といたしましては、制度の改正に注視し、適切に対応してまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 3番。
- ○3番(佐藤 武) どうもありがとうございました。これからの時代の変化もあります。少子化ももちろんありますし、社会保険に入れる条件もだんだん低くなってきています。そうすると、国保に加入する人の人数がだんだん減ってくるということもあるし、今支出のほうも増えているというお話がありましたので、なかなかこれを、均衡を保つということは大変なことだというふうに思っています。

やはり国が、あるいは県が公費を投入するということが一番早い解決策なのですけれども、先ほど答弁にもありましたけれども、市としても、状況を見ながら考えていきたいということですので、よろしくお願いしたいと思います。これは、子育て世代への支援という意味でも私は大事だと思っていますので、ぜひ検討していただきたいと思います。

最後に1つ、失業、病気、事業不振などで国保税を払えなくなった加入者に追い打ちをかけるような無慈悲な滞納制度をやめ、滞納者からの保険証取り上げなど、医療を受ける権利を奪う制裁や

強権的な差押え等は行わないでほしいと思います が、いかがお考えでしょうか。

- ○議長(冨岡幸夫) 財務部長。
- ○財務部長(松谷 勇) お答えいたします。

国民健康保険税につきまして、何らかの理由により納税が困難となった納税者に対しましては、 滞納金額による一律の基準を設け、機械的に滞納 処分を実施することなく、納付相談を通して納税 が困難となった理由の把握に努め、個々の実情を 勘案しながら、納期の延長や1回当たりの納付額 を少なくする分割納付を提案するなど、納税者に とって納付しやすい方法を納税者とともに検討、 調整する対応をしておりますので、ご理解を賜り たいと存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 3番。
- ○3番(佐藤 武) ご答弁ありがとうございました。市としては、一律に機械的に対応することはないというご答弁をいただきました。ありがとうございます。やはりそれぞれの事情がありますので、それぞれの事情をきちんと聞いて、それで可能な方法で、税ですから、保険料としているところもありますが、むつ市の場合は保険税ですから、やはり納めなければならないというのが基本です。ですから、困難な人に対しては、やはり可能な方法で納めていただくと。保険証がなくならないように、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

全国では、実は保険証を発行しないという例とか、差押えが行われています。医療を受ける権利を奪う、そういうことがないように、絶対にないように取り組んでいただきたいというふうに思っています。

これで私の一般質問を終わります。

○議長(冨岡幸夫) これで、佐藤武議員の質問を 終わります。

ここで、昼食のため午後1時まで休憩いたしま

す。

午前11時36分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長(冨岡幸夫) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

#### ◎浅利竹二郎議員

○議長(冨岡幸夫) 次は、浅利竹二郎議員の登壇 を求めます。16番浅利竹二郎議員。

(16番 浅利竹二郎議員登壇)

○16番(浅利竹二郎) ただいま冨岡幸夫議長より ご指名をいただきました自由民主党、自民クラブ の浅利竹二郎でございます。むつ市議会第259回 定例会において一般質問を行いますので、市長、 公営企業管理者及び理事者各位におかれては、真 塾かつ簡潔明瞭なるご答弁をお願いいたします。

一般質問に先立ち、今期限りでご勇退される川西副市長をはじめ多くの職員各位から、これまでむつ市に賜った数々のご貢献に対し、深甚なる敬意と感謝を申し上げ、併せて第2の人生におかれても、ご健勝にて、100歳時代を有意義にお過ごしくださるよう切念いたします。

さて、開会中の第213回通常国会、政治資金規正法違反事件をめぐる収支報告書不記載問題、統一協会問題等に終始し、国民の政治不信は募るばかりであります。台湾有事、尖閣問題、北朝鮮の弾道ミサイル発射等々、日本周辺に危機が迫る一方、今秋に行われるアメリカ大統領選挙、トランプ前大統領の復活が実現すれば、NATO軍や日米安保との条約履行が危ぶまれます。日本がいつまでも次元の低い国会論争に明け暮れているようでは、トランプのアメリカに見捨てられる可能性が大いにあります。「政府与党、自民党、しっかりしろ」と声を大にし、併せて自民党の汚点を責

めるだけで、我が国をどう発展させるかという観点での意見が全くなく、外野席発言に終始し、当事者能力に欠ける野党各党にも猛省を促したい。

それでは、一般質問に入ります。令和6年元旦、 午後4時10分、能登半島にマグニチュード7.6、 最大震度7の直下型地震が発生しました。半島は、 海岸線によって海と陸地の複雑な相互作用を及ぼ すことから、能登半島、下北半島は地勢的・形而 上的類似性が高いものと推察され、このたびの震 災は我が下北半島でも十分起こり得ることと強く 懸念するものであります。

このような理由により、今回の一般質問は、能登半島地震を教訓としての1項目10点に絞りお伺いいたします。

質問の1点目は、半島という地勢的・形而上的 類似性の高い能登半島地震に対し、市長はどのように受け止めておられるかであります。今回の震 源地である珠洲市は、輪島市、穴水町及び能登町 とともに奥能登と言われる地域を構成し、地域構 成人口はおよそ6万6,000人、むつ市及び下北郡 の人口とほぼ同じであります。地勢的・形而上的 人口形態等、極めて類似していると思われるこの たびの災害に対し、同じ半島という条件下で起こった災害であることから、むつ市としても学ぶべ き点が多いと考えます。

市長は、今定例会冒頭の一般施政方針でも触れられておりますが、改めて半島という地勢的・形 而上的類似性の高い能登半島地震に対し、どのように受け止めておられるかお伺いいたします。

質問の2点目は、日本海溝・千島海溝沿いを震源とする海溝型地震及び青森県周辺地域の活断層の地震発生確率についてであります。今回の能登半島地震に対し、ある専門家によれば、「発生源は未知の震源か」とコメントしています。活断層のリスク評価として、切迫度が最も高いSランクの活断層は全国で31に上っているとしています

が、この中に能登半島地震に関係があると見られ る活断層は含まれていなかったとの所見がありま す。

さて、今年1月17日の新聞に、東北、北海道方面で想定される震源域として、宮城県沖、岩手県沖北部及び青森県東方沖並びに十勝沖地震があり、政府の地震調査委員会が日本周辺の海溝などで予想される大地震の発生確率を更新し、発表していますが、内陸型活断層については触れていません。能登半島地震を教訓に、日本海溝・千島海溝沿いを震源とする海溝型地震及び青森県周辺地域の活断層の地震発生確率についてお伺いいたします。

質問の3点目は、災害発生時の初動態勢の確立 についてであります。今回の能登半島地震では、 石川県が本震4分前に発生した前震の震度5強の 段階で災害対策本部を立ち上げ、本震の震度7が 襲来した午後4時10分から35分後の午後4時45分 に陸上自衛隊守山駐屯地司令に対し災害派遣要請 を行い、上級部隊の第10師団が直ちに発動してい ます。

災害救助は、あくまでも文民(消防、警察、海 上保安庁)の任務であることから、自衛隊の災害 派遣の要件である緊急性、公共性、非代替性を的 確に判断し、災害派遣要請に踏み切った石川県は、 この一連の流れを見るに、予期せぬ災害に対し、 危機管理体制が整っていたと強く感じるものであ ります。むつ市における災害発生時の初動態勢の 確立についてお伺いいたします。

質問の4点目は、自衛隊及び関係機関等との危機管理体制の構築についてであります。災害対策基本法第42条の規定により定められているむつ市地域防災計画(地震・津波災害対策編)第1章第4節及び第5節に、各機関の実施責任として、むつ市、青森県、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関、陸海空自衛隊、公共的団

体等及び市民としてそれぞれの、これらの果たす 責任について定めています。

市民については、「自らの身の安全は自らが守る」との自覚を持ち、平時より地震・津波災害に対する備えを心がけるとともに、災害時には自らの身の安全を守るよう行動しそれぞれの立場において防災に寄与するよう努める」と記されています。これらのことから、災害時においては市民を含め、各機関等で災害等に対する防災組織は整備されていることになっていますが、現実的に行動できるか否かは定かではありません。日頃から自衛隊及び関係機関等との危機管理体制の構築について、どのような体制をしいているのかお伺いいたします。

質問の5点目は、橋梁等の老朽化対策についてであります。能登半島の大動脈は、国道249号です。地震発生7日時点で、石川県内25か所が土砂崩れや道路陥没で寸断され、石川県内全体でも35路線、83か所が復旧されておらず、至るところで通行止めになっていました。むつ市の主要道路は国道279号及び国道338号ですが、この両国道のうち、むつ市内を還流する田名部川、新田名部川、川内川及び正津川の2級河川をはじめ、大小の河川が路線上にあることから、橋梁の崩壊は災害時の救助活動にも大きな障害となります。建設から50年を経過したインフラ対策が全国的に問題となっており、主要な国県道の橋梁等、老朽化対策についてお伺いいたします。

質問の6点目は、孤立集落等の避難確保についてであります。むつ市地域防災計画資料・様式編の資料38に、むつ市内の一般国道、主要地方道における道路危険箇所として、点検対象項目に「落石・崩壊」、「地すべり」、「地吹雪」等が表示され、それぞれに迂回路の有無が表記されています。むつ市は、青森県内一行政区域が広いことから、震災等に対する道路の交通途絶がもたらす孤立集

落の発生が大いに懸念されるところであります。 これらのことから、災害時における孤立集落等の 避難確保について、今後の対策、措置等をお伺い いたします。

質問の7点目は、家屋等の耐震対策についてであります。能登半島地震の大きな特徴は、一般住宅が崩壊し、その下敷きの犠牲者が多いことであります。今回石川県珠洲市では、市内の住宅のおよそ半数が全壊になり、そのほかでも多くの建物に被害が及んでおります。

建物被害が多く出た理由について、マグニチュード7.6という大きな地震であったこと、木造住宅が苦手とする少し周期の長い揺れが大きく、長く続いたことに加え、被災地の住民が高齢化した地域で、揺れに弱い古い木造住宅が多く残っていること等が挙げられています。これらは、むつ市にも当てはまることであり、公共施設及び個人住宅等、家屋等の耐震対策についてお伺いいたします。

質問の8点目は、災害時の避難所運営について であります。今回の能登半島地震での避難所設置 は、1月7日午後2時現在で、石川県内404か所、 避難者2万8,821名と発表されております。この 避難所に入り切らず、ビニールハウスや車両に寝 泊まりしている人、体調不良を訴える人が多いこ とも、被災から2か月たった現在でも続いている ことはマスコミ報道で周知のとおりであります。 特に今災害は、冬期の厳寒期に起きたこと、家屋 の崩壊等で住居を失った人々が多数いること、救 援等が道路の寸断で思うようにはかどっていない こと等が重なり、避難所内の生活が極めて困窮し ているとの報道もあります。明日は我が身と思え ば、他人事ではありません。むつ市の場合、暖房 設備、非常用食料及び簡易トイレ等、所要の物資 が所要の数量だけ確保されているかどうか、災害 時の避難所運営についてお伺いいたします。

質問の9点目は、水道施設の耐震対策についてであります。能登半島地震の避難生活で大きく取り上げられていることは、長期間の断水による避難生活者の困窮であります。飲料水は、自衛隊等々からの給水支援でかろうじて賄っているものの、トイレ、入浴、洗濯等、日常生活に欠かすことができない多くの不自由が強いられております。小赤川災害時、被災地域に対する迅速な給水復旧は大いに称賛されるものでしたが、大規模震災の場合どのような対応ができるのか、懸念されます。

「むつ市水道ビジョン2018中間年度改訂版」、 基本目標2に、「安定供給できる強靱な水道」が うたわれていますが、具体的にどのような耐震対 策を実施しているのかお伺いいたします。

質問の10点目は、浄化槽による持続可能な汚水 処理整備の確立についてであります。政府は、平 成18年に下水道地震対策緊急整備計画を策定し、 計画の対象地域には日本海溝・千島海溝周辺海溝 型地震に係る地震防災対策推進地域も含まれてお り、むつ市も対象となっています。これを踏まえ、 このたびの能登半島地震に関する一連の報道を見 ますと、深刻な被害を受けた下水道施設の復旧に は多大な時間と労力と費用がかかることは明らか であり、個別の復旧のみで使用が可能となる浄化 槽の有用性を再認識したところであります。

一方で、昨年11月28日開会のむつ市議会第258回 定例会の冒頭に市長から、下水道の新規整備を中 止し、合併処理浄化槽による汚水処理体制に切り 替える旨の行政報告がありました。今後いつ起こ るとも分からない災害に備え、持続可能な汚水処 理体制を確立するには、合併処理浄化槽の普及が 急務であることから、現在政府が進めている補助 事業、宅内配管及び撤去費用をむつ市でも直ちに 採用し、市民の負担をできるだけ軽減した上で、 災害に強い汚水処理体制を構築するべきと考えま すが、市のお考えをお伺いいたします。

以上、1項目10点につき、壇上からの質問といたします。細部につきましては、答弁をお聞きした上で再質問、要望等を行います。

○議長(冨岡幸夫) 市長。

(山本知也市長登壇)

○市長(山本知也) 浅利議員のご質問にお答えい たします。

まず、令和6年能登半島地震を教訓としてのご 質問の1点目、半島という地勢的・形而上的類似 性の高い能登半島地震への私の受け止めについて でありますが、去る令和6年1月1日16時10分に 発生した石川県能登地方を震源とする地震につき ましては、被害が最も大きい石川県において、2 月20日現在で死者241人、避難所への避難者が1 万2,463人、また住宅被害においては7万4,393棟 が確認されているなど、甚大な被害をもたらす結 果となっており、現在も余震が続くなど予断を許 さない状況が続いております。中でも基幹道路で ある国道249号や能越自動車道をはじめとする数 少ない道路が路面陥没や土砂崩れなどで寸断さ れ、孤立集落が生じ、救援や避難所への支援物資 輸送に時間を要する事態が発生したことは、三方 を海に囲まれた半島の形状であり、主要道路が国 道279号と国道338号の2本しかなく、交通アクセ スが限られるという点において当市と状況が類似 しており、日本海溝・千島海溝沿い等を震源とす る大地震や津波で国道が寸断された場合、同様の 深刻な状況に直面する可能性があることから、決 して人ごとではなく、下北半島縦貫道路等の整備 といった国土強靭化に向けたインフラ整備や、災 害時における支援の受入体制確立の重要性を再認 識したところであります。

また、正月の家族団らんのひとときを襲った突 然の地震によって、いつ襲ってくるか分からない 地震の怖さを改めて痛感させられた事象でありま した。

当日は、私も市役所に登庁し、総務部長をはじめとする関係各課と情報収集及び今後の方針について協議をしております。

当市といたしましては、これらの事実を受け、 従来の防災対策のより一層の強化に励むととも に、能登半島地震において浮き彫りとなった課題 や、効果的であったとされる施策の調査研究に努 め、今後の防災行政に反映させていくことを通じ て、下北半島に暮らす住民の皆様の安全安心な生 活を確保してまいりたいと考えております。

次に、質問の2点目から10点目までにつきましては、上下水道局及び担当部長からの答弁とさせていただきます。

○議長(冨岡幸夫) 公営企業管理者。

(村田 尚公営企業管理者登壇)

○公営企業管理者(村田 尚) ご質問の9点目、 水道施設の耐震対策についてお答えいたします。

大規模災害に備え、当市の水道施設においては、 むつ市総合経営計画後期基本計画に「水道の安全 ・安定供給の確保」を掲げ取り組んでいるところ であり、これを踏まえ、「むつ市水道ビジョン 2018中間年度改訂版」の基本目標の一つである「安 定供給できる強靭な水道」を実現するため、主要 施策として施設の耐震化、非常用設備の整備、管 路の耐震化を計画的に進めております。

現在の整備状況といたしましては、西通地区簡 易水道統合整備事業による浄水場や配水池、主要 な管路の布設替えや市内老朽管更新事業等を実施 しており、令和3年度末現在、管路においては当 市の耐震管率は36.9%、全国平均は27.4%、耐震 適合管を含めた当市の耐震適合率は51.3%、全国 平均は41.2%で、どちらの率も全国平均を上回っ ております。しかしながら、浄水場においては 9.6%、配水池では7.5%にとどまっておりますこ とから、耐震診断等を実施しながら、耐震化対策 を計画的に進めてまいります。

また、災害時の停電に備えるため、主要な施設への非常用発電機の新設、更新にも取り組んでおり、その整備率につきましては70.6%となっております。

いずれにいたしましても、大規模な災害が発生 した場合においても水道水の安定供給ができるよ う、老朽化等を勘案しながら、引き続き耐震対策 事業を推進してまいりたいと考えておりますの で、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の10点目、浄化槽による持続可能 な汚水処理整備の確立についてお答えいたしま す。令和5年9月から10月にかけて開催されまし たむつ市公共事業再評価委員会におきまして、下 水道の新規整備は今後行わず、下水道が整備され た区域以外の区域については、合併処理浄化槽を 推進することが適当であると判断する旨答申がな されたところであります。

むつ市公共事業再評価委員会の開催に当たって 実施しましたアンケート調査では、合併処理浄化 槽への切替えが進まない理由として、「経済的な 負担が大きい」と回答した方の割合が高かったこ とから、補助金を拡充することにより合併処理浄 化槽への切替えが促進され、汚水衛生処理率の向 上が図られるものと考えております。

このようなことから、下水道が整備される予定であった下水道事業計画区域において、計画区域にお住まいの方を含め、今後単独処理浄化槽やくみ取便槽から合併処理浄化槽へ切り替える市民の皆様に対し、大幅に補助金の内容を拡充すべく、令和6年度予算案に計上しているところであります。

具体的には、これまでの補助対象に加え、宅内配管費用と便槽等の撤去費用が国の制度に基づき拡充されることとなり、宅内配管費用については上限を30万円、便槽等の撤去費用については、単

独処理浄化槽を撤去する場合は上限を12万円、く み取便槽を撤去する場合は9万円を上限に交付す ることとしております。

これにより、全ての要件を満たし、合併処理浄化槽を設置した場合は浄化槽本体分の補助も含めますと、5人槽で最大81万円、7人槽では最大89万4,000円が補助されることとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 総務部長。
- ○総務部長(吉田和久) ご質問の2点目、日本海 溝・千島海溝沿いを震源とする海溝型地震及び青 森県周辺地域の活断層の地震発生確率についてお 答えいたします。

政府の地震調査委員会は、毎年1月1日を基準日として、将来の発生が想定される地震の発生確率について再計算を行っており、青森県及び周辺の主要活断層帯と海溝で起こる地震についても、公表がなされているところであります。

まず、海溝型地震でありますが、最も発生確率が高い3ランクと評価される青森県東方沖及び岩手県沖北部を震源とするマグニチュード7.9程度の地震につきましては、40年以内の発生確率は50%と発表されており、これは昨年発表の40から50%からの引上げとなっております。なお、30年以内では10から30%、20年以内は1から20%と前回と変わっておりません。

続いて、活断層による内陸型地震についてでありますが、青森県の主要な活断層の中で当市にも大きな影響を与えるとされる青森湾西岸断層帯の活動による地震につきましては、活断層で発生する地震の発生確率としては、やや高いAランクと評価されており、マグニチュード7.3程度の地震が30年以内に0.5から1%の確率で発生するとされております。

次に、ご質問の3点目、災害発生時の初動態勢 の確立についてお答えいたします。市の地域内に おいて各種災害などが発生した場合においては、 むつ市地域防災計画に基づき職員を配置し、災害 対策本部を設置いたします。また、各所属では災 害時対応マニュアルを作成しており、初動対応を することとなっております。

災害対策本部においては、県や自衛隊などから リエゾンが派遣され、情報を共有しながら対応す ることとなっておりますが、市独自では十分に被 災者の救援などの応急措置を実施できない場合に おいては、各種災害応援協定に基づく応援要請や 県知事への自衛隊災害派遣要請などを迅速かつ的 確に実施することとしておりますので、ご理解賜 りたいと存じます。

次に、ご質問の4点目、自衛隊及び関係機関等との危機管理体制の構築についてお答えいたします。青森県指定地方行政機関及び指定公共機関などの関係機関につきましては、災害対策基本法に基づき設置される防災会議の委員として、地域防災計画の作成及び実施の推進など、地域の防災に関する重要事項についての意見を賜っております。また、自衛隊におかれましては、これら関係機関とともに毎年度むつ市総合防災訓練にご参画いただいているところであり、訓練実施に対し、全面的な支援を賜っているなど、連携の強化が図られているものと考えております。

次に、ご質問の6点目、孤立集落等の避難確保についてお答えいたします。第2期むつ市国土強靭化地域計画では、起きてはならない最悪の事態、リスクシナリオですが、このリスクシナリオとして多数の孤立集落などの同時発生が挙げられており、集落の孤立防止対策やドクターへりの運航の確保、道路施設等の防災対策などがその取組として挙げられております。

まずは、津波からの避難場所や孤立のおそれが ある集落等への備蓄品の分散配備を検討し、孤立 したとしても数日間は乗り切ることができるよ う、準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、ご質問の8点目、災害時の避難所運営についてお答えいたします。まず、避難所における暖房設備につきましては、基本的には施設にある暖房設備を使わせていただきますが、停電時などに使えない懸念がありますので、別途ストーブなどを準備しており、必要に応じて避難所に運搬することとしております。

また、非常用食料及び簡易トイレなどについては、各庁舎及び避難所の一部に備蓄しており、非常用食料は約7,500食、簡易トレイは429個備蓄しております。

現在の備蓄数は、東日本大震災の避難者数から 2,500人を基準として整備しておりますが、令和 3年青森県地震・津波被害想定調査、これは太平 洋側海溝型地震においてでございますが、最大で 3万人の避難者がむつ市において発生するという 新たな想定が発表されたことから、今後備蓄数や 備蓄場所を大幅に増やしていく必要があると考え ております。

また、その備蓄数につきましては、市民の皆様が最低3日分を準備しておくという前提の下、被災により3分の1程度しか使用できなくなることを想定し、県及び市が残りの3分の1ずつを確保することとされていることから、今後の(仮称)むつ市防災食育センターの整備も踏まえ、必要量の確保に向けて準備をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 都市整備部長。
- ○都市整備部長(木下尚一郎) ご質問の5点目、 橋梁等インフラの老朽化対策についてお答えいた します。

国道279号及び国道338号の道路管理者であります青森県へ確認したところ、青森県橋梁長寿命化修繕計画に基づき橋梁の維持管理を実施しており、主な事業といたしましては、国道279号に位

置し、新田名部川に架かるむつ大橋の補修工事を 今年度完了予定としており、その他の橋梁につき ましても、計画に基づき必要な措置を実施してい くと伺っております。

次に、ご質問の7点目、家屋等の震災対策についてでありますが、市では平成22年度にむつ市耐震改修促進計画を策定し、計画に基づき耐震化の促進を図るための取組を行っております。

令和3年3月改定の同計画によりますと、市の 住宅の耐震化率は、むつ市全体では77.3%となっ ており、全国の耐震化率87%及び青森県全体の耐 震化率83.2%のどちらも下回っているのが現状で ございます。

また、公共施設の耐震化についてでありますが、 市が所有する建築物のうち、学校や病院、福祉施 設など、多数の方が利用する建築物を耐震改修促 進法により特定建築物として規定をしております が、その特定建築物の耐震化率は96.9%となって おりまして、こちらの耐震化率につきましては、 おおむね達成されております。

市といたしましては、今後も国、青森県と連携を図りながら、各種支援事業の実施や、地震に対する意識の啓発、耐震化に関する知識の普及など、引き続き耐震化の促進を図ってまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 16番。
- ○16番(浅利竹二郎) いろいろありがとうございました。それでは、再質問に入らせていただきます。

質問の1点目の市長はどのように今回の能登半島地震を受け止められておられるかということにつきましては、いろいろご覚悟といいますか、市長の考え方がよく分かりました。市長におかれましては、常日頃より危機管理に意を用い、不動心でむつ市民の安全安心に傾注していただきたいと要望します。期待しています。

質問の2点目、海溝型地震及び青森県周辺地域 活断層の地震発生確率についての再質問ですけれ ども、まず海溝型地震と内陸型地震の特徴をお尋 ねいたします。

- ○議長(冨岡幸夫) 総務部長。
- ○総務部長(吉田和久) お答えいたします。

海溝型地震はプレート型地震ともいい、海のプレートが陸のプレートの先端を引きずり込むことでひずみが蓄積し、そのひずみが限界に達することで陸のプレートが跳ね上がることで起きる地震でございます。発生頻度は100年に1回と高く、震源が海域でマグニチュードも大きいため、津波地震となる可能性もあるなどの特徴があります。

一方、内陸型地震は断層がずれることによって 引き起こされる活断層による地震であり、海溝型 地震に比べると比較的規模が小さく、津波が起き る可能性は低いとされているものの、震源地が浅 く、内陸直下で発生した場合には被害が大きくな りやすいという特徴を有するものです。

以上でございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 16番。
- ○16番(浅利竹二郎) 質問の2点目の再質問です けれども、青森県周辺地域の活断層の活動状況は どうなっているかお尋ねいたします。
- ○議長(冨岡幸夫) 総務部長。
- ○総務部長(吉田和久) お答えいたします。

先ほども答弁いたしましたが、青森湾西岸断層 帯を代表的なものとしてご説明いたしますと、こ ちらのほうは青森湾西断層、野木和断層及び入内 断層から構成される活断層帯でありまして、青森 県東津軽郡蓬田村から青森市にかけて、約31キロ メートルにわたって分布しているものでありま す。

政府の地震調査委員会によりますと、過去の活動について信頼できる資料は得られていないものの、将来マグニチュード7.3程度の地震が発生す

る可能性があり、その確率は、今後30年以内で 0.5から1%、50年以内で0.8から2%、100年内 では2から3%となっており、我が国の主な活断 層の中では、やや高いグループに属することにな るとされているところであります。

また、過去の調査研究成果による直接的なデータではございませんが、本断層帯の長さを基に算出したデータに基づくと、平均的な活動間隔は3,000年から6,000年程度であった可能性があるとの分析がなされているものでございます。

以上でございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 16番。
- ○16番(浅利竹二郎) ありがとうございます。今回の能登半島地震の活断層も、学者等でも全く予想していなかったところで起きているということでありますので、むつ市も周辺に活断層があることは間違いないので、安心しないで対応していただきたいと思います。

質問の3点目、災害発生時の初動態勢の確立についての再質問ですけれども、青森市内に所在する第9師団第5普通科連隊が下北及び南部地方を警備担当区域としております。しかしながら、一朝有事の際、天候、気象の急変、進出途上の交通路悪化等の状況により、現地到着が遅れることも十分予想されます。その場合、むつ市に所在する海上自衛隊大湊地方総監部が初動に即応できるか否かが被災者救助の分かれ目となりますが、日頃の連携について、再度お伺いいたします。

- ○議長(冨岡幸夫) 総務部長。
- ○総務部長(吉田和久) お答えいたします。

海上自衛隊大湊地方総監部とは、これまで市が 主催するむつ市総合防災訓練へ平成17年から毎年 ご参加いただいているほか、令和2年度からは海 上自衛隊大湊地方総監部の全面的な支援を受け、 むつ市防災図上訓練への支援により、相互に理解 を深めてきたところであり、また過去の市の災害 発生時においては、いち早く救援物資の提供やリエゾンの派遣といったご協力をいただいており、市災害対策本部運営時におきましても、サポートやバックアップを受けていることから、強固な連携が図られているものと考えておりますが、道路状況の悪化など、不測の事態下におきましても十分な意思疎通が図られるよう、日頃から顔の見える関係性の構築に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 16番。
- ○16番(浅利竹二郎) 災害派遣の立ち後れといいますか、初動の遅れが阪神・淡路大震災のときに、発生から4時間後に災害派遣を要請しているのです。そして、熊本地震のときは1時間14分後です。今回能登半島地震は35分ということで、それなりに体制が整っていたということになると思います。災害派遣要請は一次的に県知事でありますけれども、現在では緊急を要すると現地部隊指揮官が判断すれば、後日知事からの要請を受け取る形で、自主派遣として出動しておりますので、一番近いところの総監部との意思疎通を欠かすことのないよう、よろしくお願いいたします。

次は、質問の4点目、自衛隊及び関係機関等との危機管理体制の構築についての再質問ですけれども、むつ市地域防災計画(資料・様式編)の資料87の「災害応援協定等の締結状況」中に、今回の災害で一番苦労している避難所トイレの排せつ物の処理について、災害応援協定を得られていませんけれども、この理由はどういうことでしょうか。

- ○議長(冨岡幸夫) 総務部長。
- ○総務部長(吉田和久) お答えいたします。

避難所のトイレ問題につきましては、これまで 避難所にもともと設置されておりますトイレの性 能や簡易トイレの備蓄などをもって、対応可能で あると考えていたことから、災害応援協定締結の 検討には至っておりませんでした。しかしながら、 このたびの能登半島地震の被災地の状況に鑑み、 先進事例の研究などを通じまして、協定の締結を 含めて対応策について検討してまいりたいと考え ておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 16番。
- ○16番(浅利竹二郎) そういうことでありますので、できるだけこういう実際の災害の状況を確認しながら、アップデートし、そういう体制を整えていただきたいというふうに思います。

次は、橋梁等の老朽化対策についての再質問ですが、国道、県道以外でむつ市としての市道等に係る橋梁の老朽化対策についてどうなっているでしょうか、お伺いいたします。

- ○議長(冨岡幸夫) 都市整備部長。
- ○都市整備部長(木下尚一郎) お答えいたします。 むつ市が実施しております橋梁の老朽化対策に つきましては、法定点検の結果に基づき、劣化具 合等を勘案いたしまして優先順位を定め、必要な 措置を実施しております。現在行っている主な事 業といたしましては、大畑町の正津川に架かる仮 団地橋の架け替えに着手したところでございま す。

以上でございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 16番。
- ○16番(浅利竹二郎) 大畑地区が津波被害が一番 大きくなるのではないかという予想がされており ますので、そこら辺の大畑地区の橋が壊れた場合 の対応とかについては、ぜひ真剣に、早急に検討 してもらいたいと思います。

質問の6点目の孤立集落等の避難確保についての再質問ですけれども、災害時に集落が孤立した場合、生活物資の輸送、それと透析患者とか急病人等への対応として、ヘリコプターに頼らざるを得ないことも考慮しておくべきだと思います。孤

立が懸念される集落を事前に調査し、近辺に発着場の確保が可能かどうかについて、災害要請先の航空部隊というか、自衛隊になりますけれども、緊密に連携することが必要と考えますが、そのことについてお伺いいたします。

- ○議長(冨岡幸夫) 総務部長。
- ○総務部長(吉田和久) お答えいたします。

現在防災へリ「しらかみ」が使用可能な場外離発着場は、むつ運動公園、はらっぱる、あさひな丘陸上競技場、旧川内高校、脇野沢漁村広場の5か所でございます。図上訓練を通しまして、ヘリコプターの重要性を改めて認識しましたので、今後県や自衛隊との連携を強化し、離発着場の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 16番。
- ○16番(浅利竹二郎) 自衛隊のほうも積極的に協力することはやぶさかではないと。市長に航空部隊の司令が面会に来られたときに、何かそういうことも言われたという話を聞きましたので、やっぱり道路が途絶した場合、空から行くしかないので、そこら辺を、近くに部隊があるわけだから、活用して、ぜひ利用してもらいたいと思います。次は、7点目の家屋等の耐震対策についての再質問ですが、個人住宅の耐震対策の助成等につい

○議長(冨岡幸夫) 都市整備部長。

てお伺いいたします。

○都市整備部長(木下尚一郎) お答えいたします。 市では、木造住宅の耐震化を促進するために、 建物の所有者の方等に対しまして、耐震診断を行 う際の費用の一部として13万6,000円を市が負担 するむつ市木造住宅耐震診断支援事業と、耐震性 のない木造住宅について耐震改修工事等を実施す る方に最大100万4,000円を補助するむつ市木造住 宅改修支援事業を行っております。

以上でございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 16番。
- ○16番(浅利竹二郎) むつ市の個人住宅耐震化率 が国とか県平均を下回ると先ほどご説明がありましたけれども、今回の能登半島地震を契機に耐震 化率向上に努めて、能登半島の半数以上の建物が 倒壊したというような事例がありますので、ぜひ 耐震化率を強化してもらいたいと要望しておきます。

質問8点目の災害時の避難所運営についてですけれども、かろうじて災害を免れても、長期の避難所生活で体調を崩して災害関連死となる方も多いようにマスコミ報道はあります。後期高齢者が増えております折に、避難所運営上、特に留意すべき点とか改善すべき点は何か、お伺いいたします

- ○議長(冨岡幸夫) 総務部長。
- ○総務部長(吉田和久) お答えいたします。

避難所にどのような配慮が必要な方がいるのか、こちらのほうをしっかりと把握するとともに、 体調不良者が出た場合にすぐに対応できる体制づくりが大事であると考えております。

今年度のむつ市地域防災計画の修正におきまして、むつ市災害対策本部事務局の体制を強化し、 その中で避難所担当及び医療専門担当を配置して おり、これまで以上に一体的な対応ができるので はないかと考えております。

以上でございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 16番。
- ○16番(浅利竹二郎) 今回の能登半島地震で関連 死に認定される人が15名いるということでありますけれども、この避難所の在り方についても検討 の余地があると思いますので、今後暑いときばかりではない、涼しいときばかりではない、今回み たいな寒冷地の厳しい条件のときに突然起こるということを考えて、これからもそういう避難所の 運営についての研究、検討をお願いしたいと思い

ます。

質問の9点目、水道施設の耐震対策についての 再質問でありますけれども、停電時、高台住宅等 に給水するポンプアップの非常用電源の設置場所 及び未設置場所は何か所か、お伺いいたします。

- ○議長(冨岡幸夫) 上下水道局長。
- ○上下水道局長民生部理事 (中村 久) お答えい たします。

現在浄水場から高台の住宅等に供給するためのポンプ場は、10か所ございます。そのうち非常用発電機を設置しているポンプ場は6か所、未設置は4か所となっております。

- ○議長(冨岡幸夫) 16番。
- ○16番(浅利竹二郎) もう一点お伺いします。 浄水場の破損等によりまして、使用者への供給 ができなくなった場合、他の浄水場を利用して供 給ができるのかどうかお尋ねいたします。
- ○議長(冨岡幸夫) 上下水道局長。
- ○上下水道局長民生部理事 (中村 久) お答えい たします。

浄水場に障害が発生し、水道水の供給ができなくなった場合、まず最初に場内施設の異常箇所を調査いたします。浄水施設の機能回復が短時間では困難な場合は、他の浄水場からの管路の状況や貯水量に余裕があるか検討し、供給可能と判断された場合には、通水切替えにより水道水の供給が可能となります。しかしながら、検討した結果、通水切替えが不可能な場合や、当初から通水切替えのできない地区に関しましては、給水車や仮設給水タンク等による応急給水を実施することにより、断水地域に対して水道水を供給する体制を構築いたしますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 16番。
- ○16番(浅利竹二郎) ありがとうございます。それこそ水は、命の水ですから、これからもいろんな災害等は当然考えられるところでありますの

で、その対応方、よろしくお願いいたします。

質問の10点目、浄化槽による持続可能な汚水処理整備の確立についての再質問でありますけれども、現在の浄化槽の普及状況と今後の汚水衛生処理率の目標値はどのくらいか、お伺いいたします。

- ○議長(冨岡幸夫) 上下水道局長。
- 〇上下水道局長民生部理事(中村 久) 現在の浄化槽の普及状況につきましては、浄化槽の設置許可を所管いたしております青森県環境管理部からの情報を基に推計した数値になりますが、浄化槽の設置基数につきましては、令和4年度末時点では合併処理浄化槽はおよそ4,500基あります。単独処理浄化槽はおおよそ7000とされております。

また、下水道接続も含めた汚水衛生処理率は、 むつ市総合経営計画の目標値として掲げておりま すが、令和4年度末で41.4%となっており、令和 8年度で44.8%を目標としてございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 16番。
- ○16番(浅利竹二郎) 先ほど合併処理浄化槽の補助金のことをお伺いしました。これをPRすることが必要ではないかと思いますので、どのように考えているかお伺いいたします。
- ○議長(冨岡幸夫) 上下水道局長。
- ○上下水道局長民生部理事(中村 久) 失礼しました。先ほどの質問に対しまして、私単独処理浄化槽はおおよそ700基と回答いたしましたが、7,000基に訂正させていただきます。

では、お答えいたします。これからさらに汚水 衛生処理率の向上を図っていくためには、合併処 理浄化槽の普及と合わせ、下水道への接続率向上 を両輪で進めていくことが重要であると考えてお ります。令和6年度予算案において下水道への接 続に対する補助金も拡充すべく計上しております ので、市民の皆様に十分な情報をお届けできるよ う、市ホームページ及び広報むつ等を活用し、P Rしてまいりたいと考えております。 また、実際に市民の方から見積りや工事の依頼 を受ける指定工事店等に対しましても、補助金拡 充を周知してまいりたいと考えておりますので、 ご理解賜りたいと存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 16番。
- ○16番(浅利竹二郎) これで1項目10件の再質問等も終わりました。私今回なぜこの1点に絞ったかといいますと、市長も何回も言われているのですけれども、能登半島も下北半島も、同じ地勢的とかいろんなことの共通性があるということなので、これ人ごとではありません。近々大地震が起きるとかなんとかという数字が少しずつ上がってきているのです。30年以内と言われても、人ごとみたいな感じで今までは来ましたけれども、だんだんそれが50%だ、幾らと、災害の発生率が高くなっておりますので、市長を含め市の職員、そして市民みんなで真剣に考える時期が来ていると思いますので、どうかその辺のご指導をよろしくお願いいたします。

これで終わります。

○議長(冨岡幸夫) これで、浅利竹二郎議員の質問を終わります。

ここで、午後2時10分まで暫時休憩いたします。 午後 1時58分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長(冨岡幸夫) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

### ◎工藤祥子議員

○議長(冨岡幸夫) 次は、工藤祥子議員の登壇を 求めます。4番工藤祥子議員。

(4番 工藤祥子議員登壇)

う、市ホームページ及び広報むつ等を活用し、P ○4番(工藤祥子) 日本共産党の工藤祥子です。 Rしてまいりたいと考えております。 むつ市議会第259回定例会に当たり一般質問を行 います。

第1として、リサイクル燃料備蓄センター、むつ使用済核燃料中間貯蔵施設についてです。今月23日、地元紙のコラム欄に次のように書かれていました。「「トイレなきマンション」。日本の原子力政策を評する例えとして長く言われてきたが、今もその現実は変わっていない。原発から出た高レベル放射性廃棄物の最終処分場が決まらないまま原発を使い続けてきた」と冒頭に書いてありました。直近の全国の原発を見ると、停止中の原発は21基、そして廃止措置中18基と廃止済み原発6基を合わせて合計24基、運転中の原発は10基です。日本の原子力政策は、原発で発電を終えた使用済核燃料を再処理し、再び原発で利用する。つまり全量再処理するという核燃サイクルを基本にしています。

しかし、現実は、このサイクル路線の破綻が指摘されています。そのサイクルの入り口と言えるのがむつ市の中間貯蔵施設、そしてその要の施設が六ヶ所再処理工場です。

しかし、ご存じのように、この再処理施設の完工目標は1997年でしたが、26回も延期を繰り返し、昨年発表した2024年度上期のできるだけ早期に完工という新たな見通しも危ぶまれ、27回目の大幅な延期が言われています。そして、21日の青森県議会でのやり取りが新聞で報道されましたが、見過ごすことができない中身でした。

共産党の県議会議員が次のような質問をしました。むつ使用済核燃料中間貯蔵施設で50年間貯蔵した先の「搬出先が見通せない段階であっても搬入を容認するのか」に対し、青森県エネルギー総合対策局の局長は、「六ヶ所再処理工場の運転延期や第2再処理工場の話は現時点でどうなるか分からない」、「場合によっては選択肢として海外再処理もあり得ると思う」、「具体的な答弁は差し控える」と答えたという中身が報道されました。

サイクル路線の行き詰まりがますます明らかになっている中、核のごみが搬入された場合、むつ市 に置き去りにされるのではないかという当初から の不安がいよいよ大きくなってきています。

その一方で、リサイクル燃料備蓄センターむつ中間貯蔵施設の保安規定認可、そして最初に搬入すると言われている柏崎刈羽原子力発電所の核燃料移動禁止が解除され、むつ中間貯蔵施設への使用済核燃料の搬入がいよいよ動き出そうとしています。このような状況の中、むつ市に搬入され、貯蔵された使用済核燃料は50年後に確実に運び出されるのか、むつ市の当初からの不安の声が大きくなっている中、以上の状況を受けて質問いたします。

1点目、むつ中間貯蔵施設の事業の見通しと計画について。

2点目、核燃料サイクル事業の要である六ヶ所 再処理工場施設の見通しについて。

3点目、安全協定とオフサイトセンターについ てお聞きします。

第2として、下北半島と原子力施設についてです。原発施設は、人口の少ない海側の外れの地域や半島に造られてきました。むつ中間貯蔵施設は、原子力災害対策重点区域を要しない施設として位置づけられており、むつ市防災マップ(原子力編)は、東通原子力発電所災害から市民の身を守るということで策定されています。

国の原子力災害対策指針に基づき、原発の半径 5キロメートル圏内の住民は先に避難、そして約 5キロメートルから30メートルキロの住民は住宅 等で屋内退避、放射線量に応じて30メートルキロ 圏外に避難するという避難計画を策定していま す。避難退域時検査を受け、簡易検査の後、5キロメートルから30メートルキロ圏外の住民は自家 用車、バス等で青森市、黒石市等の避難所に、ま た海路避難の方は大湊、脇野沢等から船舶で青森 市等の避難所に移動するという内容です。

しかし、能登半島災害は道路寸断、住宅倒壊等が相次ぎ、現状の避難計画は通用しないという不安の声が上がっています。今回の能登半島には、志賀原子力発電所2基があり、幸いに稼働はしていませんでしたが、住民の不安につながったといいます。当初はトラブルなしという報道でしたが、震度5の揺れに襲われた志賀原子力発電所は、変圧器の損傷、2万リットル以上の油漏れ等が発生していました。

国会で、「もし志賀原発が稼働していた場合、福島第一原発のような事故にならないか」という質問に対し、原子力規制委員会の山中伸介委員長は、「可能性は否定しない」と認めました。まだ課題は整理されていないと思いますが、今の時点で原子力施設を抱えるむつ市として、避難計画の見直しとしてどのような点を考えているのかお聞きいたします。

第3として、文化行政について伺います。7年ほど前の2016年9月にも北前船文化の伝承を口実に、同じような質問をしました。今回再び取り上げたのは、地域おこし協力隊の方が川内の海と森ふれあい体験館で「畑マタギ展」を企画ということに感激し、一部協力したというきっかけで再度今回質問しました。前に質問したときに、青森県内10市の中で歴史文化展示館がないのはむつ市だけ、曲がりなりにも黒石市はこけし館、文学館が存在しているということで、むつ市だけだということで強調して取り上げました。

そして、既存の建物を利用して展示館をと主張 しましたが、宮下宗一郎前市長は、予算、時間の 制約、ほかに大きな事業を抱えているということ です。人と組織の制約があるという答弁でしたが、 ジオパークをツールとして下北の歴史、文化伝承 に取り組む、水源池公園の弐番館で文化財展示の 中で中心的役割を担っていく方向について答弁し ました。

1つ目として、この間どのような取組をしてきたのでしょうか、お知らせください。

2点目、歴史文化伝承に関わると思われる資料 の散逸を防ぐためにどのような取組、努力をして きているのか。

3点目、常設の展示館について、どのように考 えているのかお聞かせください。

以上、壇上での質問を終わります。

○議長(冨岡幸夫) 市長。

(山本知也市長登壇)

○市長(山本知也) 工藤議員のご質問にお答えいたします。

使用済燃料中間貯蔵施設等についてのご質問の 1点目及び2点目につきましては、担当部長から の答弁とさせていただきます。

次に、ご質問の3点目、安全協定とオフサイトセンターについてお答えいたします。県内で既に締結されている原子力施設に係る安全協定は、正式には各原子力施設の名称に続けて「周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定」という名称で締結されており、主な内容といたしましては、住民の安全確保及び環境保全に万全の措置を講ずることをはじめ、透明性を確保するための積極的な情報公開、環境放射線モニタリングの実施、住民に損害を与えた場合の損害賠償、風評被害に係る措置などが盛り込まれております。

また、今回締結する安全協定の内容につきましては、現在青森県及び事業者と事務的な調整をしている段階ですが、県内他の原子力関連施設の安全協定とおおむね同様の内容がベースとなるものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、オフサイトセンターの現状につきましては、令和元年12月に事業主体である青森県から旧 大畑高校跡地に大間原子力発電所のオフサイトセ ンターと併せて整備する方針であると説明を受け、それに対する懸念を伝えておりました。そして、昨年の9月に宮下青森県知事が大間原子力発電所のオフサイトセンターの立地地点について見直す旨の見解を示したことから、青森県と事務的に調整を進めており、また事業主体である青森県は内閣府等との調整を進めている状況であると伺っております。

次に、下北半島と原子力施設についてのご質問、 能登半島地震を踏まえ、原子力施設を抱える下北 半島での「むつ市原子力災害避難計画」の見直し についてお答えいたします。今回の地震の全容解 明による国の原子力災害対策指針の検証結果等に 合わせて、必要な修正を行ってまいりたいと考え ております。

○議長(冨岡幸夫) 教育長、答弁、先ほど3点ということでありましたけれども、通告は2点でありまして、2点で差し支えなければ、そのままやってください。教育長。

#### (阿部謙一教育長登壇)

○教育長(阿部謙一) 工藤議員の文化行政についてのご質問の1点目、歴史文化資料の散逸を防ぐ対策についてお答えいたします。

当市には、歴史的、文化的に重要な資料である 文化財が存在しており、国の文化財保護法や県及 び市の文化財保護条例の規定により指定された文 化財のほか、未指定であっても歴史上、学術上の 観点から価値のある文化財が存在しているものと 考えております。

このような文化財の滅失や散逸等を防ぐ対策といたしましては、文化財の所有者から情報提供をいただき調査を実施した後、必要があれば寄贈の受入れを行っております。今後は、寄贈資料の受入れ後、適正に整理し、保存するための体制をさらに充実させることが必要であると考えております。

むつ市総合経営計画後期基本計画におきまして も、文化財を保護・保存し、その基礎となる調査 研究を進めることといたしておりますことから、 保護・保存及び調査研究に対応する体制づくりに つきまして、今後さらに研究してまいりますので、 ご理解を賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、常設の資料展示館についてお答えいたします。市の歴史や文化に触れ、郷土の発展のために尽くした先人の功績を学び、長きにわたり受け継がれてきた貴重な文化財や歴史的資料を後世に引き継ぐためにも歴史民俗資料館等の常設展示施設の必要性は十分認識いたしているところであります。

むつ市総合経営計画後期基本計画においても、 文化財を保護活用し、核となる施設として歴史民 俗資料館の設置を検討することといたしておりま すことから、今後市が所蔵するものと同様の文化 財を展示、収蔵している他地域の施設の視察等、 引き続き調査研究し、関係部局と協議してまいり ますので、ご理解を賜りたいと存じます。

なお、3点目のご質問に関しましては、再質問 にてご回答申し上げたいと思います。

- ○議長(冨岡幸夫) 企画政策部長。
- ○企画政策部長(角本 力) 使用済燃料中間貯蔵 施設等についてのご質問の1点目、事業の見通し と計画についてお答えいたします。

使用済燃料中間貯蔵施設につきましては、リサイクル燃料貯蔵株式会社におきまして、現状2024年度上期までの事業開始に向けて、安全対策工事をはじめとした必要なプロセスを進めている段階にございます。今後は、東京電力ホールディングス株式会社から提示されます柏崎刈羽原子力発電所における使用済燃料の搬出計画を受けて策定される貯蔵計画を基に、安全協定締結に向けたプロセスが進むこととなり、その後1期目のキャスク搬入、最終使用前事業者検査を経まして、事

業開始に進むこととされております。いずれにいたしましても、市民の皆様の安全を大前提に事業者及び県と連携して取り組んでまいりますので、 ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、核燃料サイクル事業の要である六ヶ所再処理施設の見通しについてお答えいたします。六ヶ所再処理施設につきましては、日本原燃株式会社において、2024年度上期のできるだけ早期を目指して現在運転開始に必要な認可取得に向けて原子力規制委員会の審査に取り組んでいるものと理解しております。同施設は、核燃料サイクル政策の中で中核となる施設でございますので、早期の竣工に向けて、事業者にはしっかりと取り組んでいただきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 4番。
- ○4番(工藤祥子) 使用済核燃料中間貯蔵施設に ついて、今お聞きしましたけれども、事業の見通 しと計画ということだけは分かりましたけれど も、具体的な期日がまだ示されないということで、 再質問はいたしません。

2番目の再処理工場の見通しということでは、 2024年上期を目指しと、この「上期を目指し」と いうことがまだ生きていて、私たちとしては様々 な問題があって、上期は難しいのではないかなと いう受け止めをしていますけれども、一応正式な 発表は「上期を目指し」という、そういうことだ ということは受け止めましたけれども。

1つ、第6次エネルギー基本計画をつくるときに宮下宗一郎前市長が、私たちの特別委員会の中で喜んで報告したのですけれども、それではむつ中間貯蔵施設に搬入された使用済核燃料はどこに搬出するのですかということで、第6次エネルギー基本計画のパブリックコメントに出したときに、その50年後に動いている再処理工場に搬出するということで私たちに報告がありました。その

ことについて、私はどうも。再処理工場というのは耐用年数が40年です。そして50年たって搬出するというその整合性ですよね。そうすると、第2再処理工場ができていなければ搬出は無理ではないか、私はそういう素朴な疑問を持っております。だから、本当に50年たったときに搬出されるのかどうかということは、疑問を持っていました。

そういう中で、また2月22日付の地元紙の中で、エネルギー総合対策局長の答弁、このことについては驚きました。1点目、「国などは「搬出時に稼働している再処理工場」との見解で議論は進んでいない」。それから、もう一つ選択肢として、多面的、多数あるということと、「海外再処理もあり得る」、このような答弁をしています。そして、「正式に議論できる段階ではなく、具体的な答弁は差し控える」、このような答弁をなされています。これは、私たちとしては本当に驚くべき内容だと思います。

通告していませんでしたけれども、ヒアリングの後にこのような報道がありましたので、市長のお考え、受け止めをお聞きしたいと思います。

- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(山本知也) 県のエネルギー総合対策局長の答弁に対する受け止めについて、私が何か見解を示すことはございませんけれども、50年の貯蔵期間経過後に、いわゆる再処理工場は稼働していないのではないかという議論、仮定の質問にはなかなか答えられませんが、原子炉等規制法に基づきリサイクル燃料貯蔵株式会社が原子力規制委員会へ申請し、令和2年11月に事業変更許可を受けた事業内容の中におきましては、使用済燃料貯蔵をで貯蔵された使用済燃料集合体は、再処理を行い、原子炉で燃料として利用するため使用済燃料貯蔵契約に基づき確実に契約先に返還するとされてございます。このことから、法律を根拠とした事業許可において当該施設からの燃料の確実な

搬出が規定されており、少なくともむつ市に永久 貯蔵されないことは、法制上担保されているもの と考えてございます。

また、国におきましては、全量再処理という確 固たる方針も示されておりますので、適切に処理 されるものと私自身は理解をしております。

- ○議長(冨岡幸夫) 4番。
- ○4番(工藤祥子) 担保されているという受け止めの市長の答弁でしたけれども、市民の皆さんは本当に担保されていると受け止めますでしょうか。私は疑問を持ちます。

3番目の安全協定のほうに移っていきたいと思います。安全協定は、県とむつ市と事業者だけ、 その4者でということでよろしいのですね。ほかの市町村、下北の町村は入らないのでしょうか。

- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(山本知也) 現在行っております安全協定 の締結に向けた事務的な調整につきましては、市、 青森県及び事業者の3者のみ参加しておりますの で、ご理解を賜りたいと存じます。
- ○議長(冨岡幸夫) 4番。
- ○4番(工藤祥子) まず、状況は分かりました。 そして、今明らかになっていることは、搬出先が 明記できない、そういう段階にあるということで したけれども、この搬出先を明記しないで安全協 定を結んで大丈夫なのでしょうか。確かに原発と 違って中間貯蔵施設は危険という意味では少しレ ベルが落ちるかもしれませんけれども、長期間貯 蔵する中で何が起きるか分からない、そういうふ うな危険性を持っております。そういう中で、本 当に50年先に確実に搬出するという約束が私とし ては担保されていない。こういう中で安全協定を 結んでいいのでしょうか。そのことについてもお 聞きいたします。
- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(山本知也) まずは、安全協定につきまし

て、先ほどご答弁をさせていただきましたけれども、この安全協定というのは周辺地域の安全の確保及び環境保全に関する協定ということで、住民の安全確保と環境保全のために万全の措置を講ずるために協定を結ぶことでございます。その上で、先ほど来工藤議員がおっしゃられております原子力発電所、いわゆる原発と先ほど来申し上げておりますけれども、UPZと工藤議員からおっしゃられました放射性物質が飛散する施設ではございません。使用済燃料は、避難計画等を求められている施設ではございませんので、まずはそのことをご理解いただければと思います。

- ○議長(冨岡幸夫) 4番。
- ○4番(工藤祥子) もし50年後に搬出されなけれ ばどうなるのでしょうか。私は、50年先の搬出先 を明記して、見通しができた段階で安全協定を結 ぶべきだと思います。でも、これ以上市長に質問 しても出てきませんよね。

今年中に第7次エネルギー基本計画というのが 策定されようとしています。その中で市民に責任 を持つ市長として、むつ市民の不安の声を要請す るお気持ちはありませんでしょうか。青森県議会 の中でも曖昧な答弁しか出てこない。そういう段 階で、海外に持っていくかもしれない、このよう な答弁がなされている中で、海外というのはどこ なのでしょうか。あり得ることなのでしょうか。 私は、そういうふうなことが明らかにならないう ちには安全協定というのは結ぶべきではないと思 いますが。せめて第6次、第7次エネルギー基本 計画の中にしっかりと位置づけてほしいというこ とを要望すべきだと思いますが、いかがでしょう

○議長(冨岡幸夫) 通告の範囲をはるかに超えて、 基本的な原子力に関する元に戻るような発言は、 答えるに答えられない限度があると思いますの で、答えられたら答えてください。企画政策部長。

○企画政策部長(角本 力) お答えいたします。

先ほど来第6次エネルギー基本計画策定時のパブリックコメントのお話が出てきておりましたけれども、この際にパブリックコメントでむつ市から提出させていただいている意見というのは、50年後に搬出先となる再処理工場が六ヶ所再処理工場なのか、それとも新たな再処理工場になるのか明確にされていない。ですので、長期的な再処理工場の考え方について明記すべきであるというようなコメントをさせていただいております。

これに対して国は、我が国は全ての使用済核燃料を再処理することを基本としているので、中間貯蔵施設に搬入された使用済核燃料については、貯蔵期間の終了までに全て搬出される。これは、先ほど市長から答弁ありましたけれども、搬出されることを前提としていて、再処理工場の稼働状況や中間貯蔵施設における使用済核燃料の貯蔵状況を勘案しつつ、搬出時に稼働している再処理工場で処理をすることとなりますと国から回答を得ています。これを基に今我々は核燃料サイクルというのを進めているという立場にあるというふうに理解してございます。

また、第7次エネルギー基本計画についての見解ということになりますけれども、こちらにつきましては、今後策定される次期エネルギー基本計画につきまして、今お話ししたような内容と、これまでと同様の我が国のエネルギー政策上の基本方針とされている核燃料サイクルの着実な推進をはじめ、使用済燃料中間貯蔵施設の重要性や立地地域の実情に即した支援に取り組むことなどについて明記していただき、国策への協力を通じて市の発展が図られるような計画にしていただきたいということを要望していく必要があるのかなというふうに考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 4番。
- ○4番(工藤祥子) 確かに宮下宗一郎前市長の答 弁は、そのとき動いている再処理工場に搬出する、 しかし再処理工場の耐用年数は先ほど言ったよう に40年、そして中間貯蔵は50年。そうすると、第 2再処理工場というのは、そこで出てこなければ いけないです。しかし、第2再処理工場という計 画は、もう計画から消えてしまっています。再処 理事業というのが本当に破綻しております。こう いう中でこのような今の文書を紹介されても、私 たちとしてはどうも受け入れられない、そのよう に考えます。

もっともっと私言いたいことがあるのだけれど も、堂々巡りになるような気がしますので、ここ でとどめますが、世界的に再処理というのは本当 に放棄されつつあるというのが今世界の動きなの です。このような中で、日本が国策ということで 全量再処理のサイクル、この路線を続けていくこ とに対して、本当に私は疑問を感じています。

世界の状況を紹介させていただきます。昨年の2023年4月15日にドイツが全原発を停止しました。そして、オーストリア、イタリア、これは国民投票を通じて脱原発を決定。スイスも国民投票で2050年までに脱原発を決定。スペイン、2035年までに全原発停止。フィンランド、リサイクルしないで直接処分。このことが世界の大きな流れになっています。こういう中で、サイクル路線を突き進もうとする日本、そして再処理工場の具体的な名前さえも挙げられない。そして、県議会の中でこのような世界的な流れの中でサイクルが行き詰まっている中で海外に……

○議長(冨岡幸夫) 工藤祥子議員、サイクル事業 をここで話されても、ここはリサイクル事業についてのことであればお答えできますけれども、先ほど企画政策部長がお話ししたとおり、サイクル 事業の先の話までされると、あなたが今堂々巡り だと言われるように、もはや議論は進まないのです。ですから、ここになじんだ質問を改めてしていただきたい。どうぞ。

○4番(工藤祥子) それでは、まとめではないで すけれども、いつだったかな、ちょっとお待ちく ださい。

山本市長は、令和5年9月8日に使用済燃料中間貯蔵事業に関する進捗についてという議会議員に対する報告の中で、市民の皆さんに説明する機会を設けていただきたいと、リサイクル燃料貯蔵株式会社に要請していました。お願いの3つの中の1つで、お願いしていました。このような中で、住民説明会を開いてほしいということをお願いしていましたので、このことについては改めてお願いして、住民説明会を開いていくというお気持ちでしょうか。

- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(山本知也) 安全協定についてのご質問と理解してお答えさせていただきたいと思います。市といたしましては、青森県及び事業者と調整を図りながら、住民説明会を開催していきたいと考えてございます。

以上でございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 4番。
- ○4番(工藤祥子) リサイクル路線が行き詰まり の中で、やはり私はしっかりとむつ市民の皆さん に理解をしていただく、説明を尽くす、このことをまずやっていただきたい、このことを強く要望 いたします。

そして、オフサイトセンターですけれども、先 ほど答弁いただきました旧大畑高校の跡地に造る ということなのですね。いつ……

(「撤回した」の声あり)

○4番(工藤祥子) 撤回した。そうすると、その 計画はその後どのようになっているのでしょう か。

- ○議長(冨岡幸夫) 総務部長。
- ○総務部長(吉田和久) お答えいたします。

先ほど市長の答弁にありましたとおり、昨年9 月に宮下青森県知事が大間原子力発電所のオフサイトセンターの立地地点について見直す旨の見解 を示しておりますので、現在青森県と事務的に調整を進めております。

また、事業主体である青森県のほうでは、内閣 府との調整を進めている状況であると伺っており ます。

以上でございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 4番。
- ○4番(工藤祥子) 時間が迫ってまいりました。 それでは、2番目の下北半島と原子力施設についてに移りたいと思います。先ほど浅利議員が能登半島地震から学んで、様々な質問をしました。 私は、原子力施設を持つ下北半島と避難計画、そこに絞ってだけ質問いたします。

この能登半島には、稼働していなかったけれども、志賀原子力発電所があって、本当に市民の皆さんの心配の的になったということは聞いています。そして、原発災害が起きるかもしれない、起きないということを言えない条件の中で、市民の皆さんは本当に広域避難等を行いました。しかし、この原発施設がある地域では、まず広域避難しなければいけないということが一つの特徴です。そして、5キロ圏内はすぐ避難する、そして5キロから30キロ圏域は屋内退避をして、そして放射能の状況を見て避難をする。このことが今の能登半島地震の災害の中では実行不可能だということも明らかになりました。

そういう中で、今下北半島の中で複合災害が起きるという状況の中での原発を持つこの下北の中で、本当に住民の安全、市民の安全を守っていけるのかどうかということも大きな課題として浮き上がってきたと思います。

避難計画についてのこれからの見直しということは、いつ頃になったら出来上がるのでしょうか。

- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(山本知也) 先ほども壇上で申し上げましたとおり、むつ市原子力災害避難計画の見直しにつきましては、今回の地震の全容解明がまだ済んでおりませんので、国の原子力災害対策指針の検証結果等に合わせて必要な修正を行ってまいります。
- ○議長(冨岡幸夫) 4番。
- ○4番(工藤祥子) 私の立場は原発ゼロですので、 下北半島を守るためには実効性のある避難計画と いうのは本当に難しい、このように感じていると いうことだけ一言言いたいと思います。

地震大国の日本です。本当に可能性がだんだん 上がってきています。太平洋側、日本海溝型地震、 この地震の予測もだんだん迫ってきています。こ のような中で、本当に下北半島の住民を守る、そ ういう立場で私は根本から考えていただきたい、 このように思っています。

それでは、時間もなくなりましたので、最後の 文化行政に移りたいと思います。私は、自分の経 験が関わってきますけれども、地域おこし協力隊 の若い女性が、自然との共存という観点から、マ タギ展をやりたい、このことにすごく感動しまし て、私も幾ばくかの協力をしたのですけれども。

しかし、30年ほど前にある作家が、根深誠さんですけれども、畑地区に何回も入って、本を一冊書き上げました。その中身と比べれば、本当に様々な資料が散逸してしまっています。火事で焼けて全くなくなったとか、後継者がいないで、むつ市から全部持っていってしまったとか、そのようなことが今起きています。このことを何とか防いで、早く文化財等の資料の散逸を防ぐ、そういう努力をということで先ほど質問しましたけれども、どうも私としては、何か積極性に欠けるとい

うか、そういうふうな対策にしか聞こえないので す。

確かに文化財保護審議委員の方がいますので、 解体するというところに駆けつけて、本当に捨てられないもの、捨てるもの、そういうのを見て、 そして保存しているという声も聞きましたけれど も、もっともっと積極的に出向いて文化財を、ど ういうふうな資料があるのかということを調査を して、そして行政が中心になる、そして私たちの 共通の文化財を守っていく、そういう姿勢が足り ないのではないかなという気がいたします。

学芸員の方が2人いるということは聞いていますけれども、個々のことに対応されて、そこまで手が回らない。生涯学習課の人材も4名と聞いております。確かに前のときには人材がいないといいますけれども、人材を育てていかなければいけない。このようなことで、私はむつ市がもっともっとこの文化財の保護に力を入れていかなければいけないのではないかな、そう思います。

核になるこの展示館ですけれども、これは様々な文化グループの拠点にもなります。かつては、「うそり」だとか「下北文化」だとか、様々な郷土史が出ていましたけれども、今は書店に行っても「うそりの風」ぐらいしか見えないのです。だから、もっともっと文化財を守っていこう、文化財を学習して伝えていこう、そういう気風をつくるためにも、具体的に文化の資料展示館、これを早く総合経営計画の中に上げていただきたい、このようなことを考えていますけれども、なかなか記述というのが出てこない。どこまで準備が進んでいるのでしょうか。すみません、もう一度お聞きします。

- ○議長(冨岡幸夫) 教育長。
- ○教育長(阿部謙一) お答え申し上げます。

先ほどお話をいたしましたとおり、むつ市総合 経営計画後期基本計画におきまして、ご指摘の施 設に関しては検討する旨明記されておりますので、私どもは当該同様の施設を持っている他地域に職員を派遣して、そして調査研究をして、どのような施設が本市にふさわしいのか、どのような手順で建設に向かえばよいのか、そうしたことを今やっている最中ですので、ご理解を賜りたいと思います。

そして、先ほど本質問の中で3点とお話しいただいた3点目が、恐らく通告を事前にいただきました弐番館の活用に関してかと考えておりますので、今ここでお答えさせていただいてよろしいでしょうか。

ありがとうございます。弐番館の活用に関しましては、北の防人大湊弐番館は、自主事業として毎年度2回から3回程度の企画展を継続して開催しております。これまでの展示内容は、収蔵庫収蔵品展、食とくらしむかしの生活、昔のくらしとあそび展、ぼろの世界つづれ仕事着等、文化財収蔵庫の収蔵品を活用して展示し、広く市民が文化に触れる機会、そして尊重する機運を高めるべく活動いたしておりますので、お伝えしておきたいと思います。

- ○議長(冨岡幸夫) 4番。
- ○4番(工藤祥子) 私も弐番館で展示をしたとき に見に行って、親子の方が、「あっ、これで学校 の宿題できるね」、その会話を私はキャッチして きました。

それから、話はちょっと飛ぶのですが、野辺地町の資料館に行ったときに、中学生の方が一生懸命資料を書き写したりしていました。「学校の宿題に使うんですか」と言ったら、「そうです」と。本当にこのようにして展示館がある中で伝承が進んでいくということ、私も見聞きしましたので、何とかこの計画を早めていただきたい、このことを要望しまして、私の質問を終わります。

○議長(冨岡幸夫) これで、工藤祥子議員の質問

を終わります。

ここで、午後3時10分まで暫時休憩いたします。 午後 2時58分 休憩

午後 3時10分 再開

○議長(冨岡幸夫) 休憩前に引き続き会議を開き ます。

## ◎佐賀英生議員

○議長(冨岡幸夫) 次は、佐賀英生議員の登壇を 求めます。19番佐賀英生議員。

(19番 佐賀英生議員登壇)

○19番(佐賀英生) こんにちは。19番、市誠クラブの佐賀英生です。むつ市議会第259回定例会に当たり、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。理事者各位の前向きな答弁、よろしくお願いいたします。

今年も、はや2か月が過ぎました。正月早々に 石川県で能登半島地震があり、甚大な災害に見舞 われてしまいました。被害に遭われた方々及び関 係者には、心よりお見舞い申し上げますとともに、 一日も早い復興をお祈り申し上げております。

こういう大事なときに、国会では裏金疑惑で右往左往しており、取ってつけたみたいに申告時期と重なり、「しっかりと申告して納税してください」と漫画以上におもしろく、他人事のごとく発言する総理の神経が、とてもではないが理解不能というのは私だけではないと思います。

連日のように裏金や使途不明金、規範違反のパーティー疑惑、いいかげんにしてほしいぐらいです。国会が空転し、予算審議も行われないまま時間ばかり費やすのは、国会としていかがなものかと考えます。私が国会対策委員長ならば、当該事件に関わる委員会を発足させ、予算委員会とは別に集中審議させ、権限を持って進めていかせるの

ですが、悲しいことに、その責めでもありません し、それ以前に外野で論評しているほうが楽だと 考えています。

いずれにしても、当該代議士は潔く事件についてお得意の決めぜりふ、丁寧に説明責任を果たしていただきたいものです。今まで一度も丁寧に説明してもらったことはないし、責任を果たしてもらったこともありませんが。

それでは、通告に従いまして3項目6点について質問いたします。

1項目めの核燃料物質等取扱税(これからは核燃税と言います)交付金について質問いたします。去る2月15日木曜日、新聞各紙に「核燃税交付金45億円に 現行上限30億円は撤廃」、「上限撤廃40億円台 県核燃税交付金、全県配分」という見出しが踊りました。時を同じくして東京では、山本知也むつ市長、戸田衛六ヶ所村長、野崎尚文大間町長、畑中稔朗東通村長が経済産業省を訪れ、原子力発電・核燃料サイクルの推進と地域への支援を、齋藤健経済産業大臣に要望したとの報道もなされておりました。絶妙のタイミングだったと思います。

話を核燃税交付金に戻して、新聞記事を一部抜粋し説明いたしますと、「核燃税交付金について、県が2024年度から現行の上限を撤廃し、核燃税収の18%を配分することが14日分かった。上限額いっぱいの現行30億円だった交付額は、約1.5倍に増額し45億円程度となる見通しで、立地市町村がこれまで見直しを求めていた要求がおおむね実現する格好だ。現行制度による近年の核燃税収は190億円台で、このうち上限の30億円を交付金として立地4市町村と周辺11市町村に配分していた。しかし、4市町村は上限があるため、県税収の伸びが交付税に反映されていないと指摘。県に対し税収25%を配分するよう要請していた」。この件については、私どもむつ市議会も、令和元年

9月17日に正副議長、会派選出の議員計10名で、 当時の三村申吾知事に「青森県核燃料物質等取扱 税交付金の市町村配分の見直しについての意見 書」として提出しております。

県は、原子力事業者から徴収する核燃税の一部 税率を2024年度から大幅に引上げ、2028年度まで の5年間で1,255億円の税収を見込み、現行制度 の税収は976億円の見込みで、約280億円の増収と なる見込みです。ただし、一部新聞では、約250億 円との試算もあります。

要望していた交付税25%を現行制度に当てはめると、年間50億円程度に相当し、2024年度以降の交付額と見込まれる約45億円には届かないまでも、現行の30億円と比較すると大幅な増額になるものと見られます。

以上のことを踏まえると、当市にも相応の増額が見込まれることは確定的で、まだ詳細は決定していないと思われますが、私は大変期待しておりますし、議会からの意見書が5年を経て通ったということに喜びを感じてもおります。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1点目として、上限撤廃の現在までの経緯と配 分内容について。

2点目として、増額分の用途について。

以上、2点について市長にお伺いいたします。

2項目めのアウトドア用品販売、株式会社モンベルとの包括連携協定について質問いたします。 この質問も62ちゃんねるの市長の定期記者会見と新聞で知ったのですが、株式会社モンベルとの連携協定を締結すると発表、報道されておりました。

なお、本来ならば「株式会社モンベル様」とか「モンベル社」とか、敬称をつけなければならないと思っておりますが、「モンベル」という商品ブランドになっておりますので、以下「モンベル」と言わせていただきます。

このモンベルというブランドは、知ってはいま

したが、こういう活動を行っているということがこのたびの発表と報道で初めて知り、とてもよい活動だと思いました。残念なことに、モンベルブランドを持っているのは、限定で販売されたマスクだけで、あまり興味のあるブランドではなかったのですが、これからたっぷり興味を持って注視していきたいと思っております。ただ、生活が大変なため、当面現行どおり、東京の友人が使っているブランドのB品を使用し、後モンベルを購入してまいります。

発表報道事項によりますと、連携事項は環境や 教育、防災など7項目になっており、締結に当たっては下北ジオパークをモンベル社のフレンドジ オパークに登録するとの由。このタイミングは、 今回予定されている日本ジオパーク全国大会下北 大会の開催に当たり、とてもよい効果を生むもの と予想されます。

私は、このたびの連携協定の締結は、今後の下 北地区及びむつ市において有益な効果を生み出す ことのできる行動だと期待しております。特に自 然豊かな下北にあって、観光のみならず、滞在期 間の長いアウトドア事業に、キャンプに関しては 大いに期待しております。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1点目として、協定締結までの経緯と得られる 効果について。

2点目として、むつ下北地区におけるアウトド ア事業の活性化と集客について。

以上、2点について市長にお伺いをいたします。 3項目めの防災行政について質問いたします。 1月12日、13日に、むつ市津波避難計画修正に向けた住民説明会が大畑町の公民館で開催されました。この計画は、2018年3月に策定された津波の浸水予定や避難のシミュレーションで、大畑地区の住民の理解を深めるために行われたとのこと。 2021年5月に青森県が公表した津波浸水想定な ど、最新の知見や住民の意見を反映させて修正し、 今年3月の公表を予定しているとのことです。

このシミュレーションは、高齢者などの歩行が 難しい人の徒歩避難を想定したもので、避難目的 地までの到達に要する時間などを東日本大震災の 実績を基に受託企業が試算し、各地域の津波到達 予想時間と比較したものでありました。

この地震発生5分後の避難だと、目標値630メートルまでの到達は可能ではあるが、以後であれば狭まってしまうとのことです。当然避難警告を出す国、県、当該市町村は即時対応が必須となりますが、現実的な5分という時間は発令できるかという疑問は残りました。質疑したかったのですが、同席していた野中議員が、質問するなという顔で見ていたので、しっかり我慢をいたしました。

パソコンや携帯電話で確認できる3Dの浸水想 定のシミュレーション画像など、リアリティーの ある画像を見れば、より関心を引くことと思われ ます。私にとっては、とても有意義で勉強になっ た説明会でもあり、もっとほかの住民にも説明し、 見て学んでほしい説明会でもありました。

先般の能登半島地震のこともあり、地理的にも 地政学上も自然災害に弱い環境であろうかと思わ れる当市にあって、浸水被害のシミュレーション は、当該地区にあっては必須と考えております。

以上のことを踏まえ、質問いたします。

1点目として、東日本大震災以降の市の防災対 策の達成度について。

2点目として、千島海溝・東方沖等の地震に対する被害予想地区の避難訓練及び当該地区の講習 会開催、認識の徹底について。

以上2点について、市長にお伺いいたします。 以上、壇上よりの質問とさせていただきます。 ○議長(冨岡幸夫) 市長。

(山本知也市長登壇)

○市長(山本知也) 佐賀議員のご質問にお答えい

たします。

まず、核燃料物質等取扱税交付金についてのご 質問につきましては、担当部長からの答弁とさせ ていただきます。

次に、アウトドア用品販売、株式会社モンベル 様との包括連携協定締結についてのご質問の1点 目、協定締結までの経緯と、得られる効果につい てお答えいたします。

下北地域は、自然豊かな地域であり、下北ジオパークとしてアクティビティーと学びを提供する地域として活動しております。昨年7月6日、毎年むつ海鮮祭を開催しております道の駅ばんだいが所在する福島県磐梯町の佐藤町長とお会いした際、磐梯山ジオパークとして既に株式会社モンベル様と連携し、事業を進めていることを知り、事業内容についてご紹介いただくとともに、10月20日にモンベル辰野会長との面会の機会を設けていただきました。

辰野会長との面会の中で、下北ジオパークが取り組む自然の保護、活用と、株式会社モンベル様が掲げる7つのミッションの方向性が合致しており、ぜひ連携し、取組を進めてまいりたいと考え、去る2月13日、大阪市内にあるモンベル様の本社にて包括連携協定を締結いたしました。

協定締結により得られる効果といたしましては、今後モンベルフレンドエリア登録を行うことにより、全国に約115万人いるモンベルクラブ会員へ、ホームページや年1回発行される会報誌にて当地域のPRが可能となり、登山やスノートレッキング、カヤックなどのアクティビティープログラムを紹介することで誘客につなげたいと考えております。

また昨今、日本において地球環境に関わる問題 が提起されておりますが、下北地域には手つかず の自然、下北地域にしかない地域資源が多く存在 しますことから、アクティビティーを通じ、地球 の環境問題を考える場所として活用していただき、多くの方にむつ下北を訪れていただけるものと考えております。

さらに、8月30日から9月1日に開催予定であります日本ジオパーク全国大会下北大会においても、株式会社モンベル様と様々な連携を図ってまいりたいと考えております。

次に、ご質問の2点目、むつ下北地区における アウトドア事業の活性化と集客についてお答えい たします。むつ下北地域は、下北ジオパークに象 徴されるように、貴重な地形、地質や豊かな大自 然に恵まれ、多くの皆様にアウトドア活動を楽し んでいただいております。今般包括連携協定を締 結した株式会社モンベル様は、アウトドア用品の 製造、販売からアウトドア活動や様々なアクティ ビティープログラムのプロデュースなど、アウト ドア事業に関する総合的な知見と豊富な実績を有 する企業であります。

市といたしましては、この包括連携協定を機に 株式会社モンベル様の持つ知見と知名度を生か し、市内キャンプ場等の地域個性の発揮や、むつ 下北ならではのアウトドアコンテンツの充実な ど、多角的な検討を進め、さらなる集客に努めて まいりたいと考えておりますので、ご理解を賜り たいと存じます。

次に、防災行政についてのご質問につきまして は、担当部長からの答弁とさせていただきます。

- ○議長(冨岡幸夫) 企画政策部長。
- ○企画政策部長(角本 力) 核燃料物質等取扱税 交付金についてのご質問の1点目、上限撤廃の現 在までの経緯と配分内容についてお答えいたしま

青森県核燃料物質等取扱税交付金につきましては、平成24年度から制度が創設されており、当初20億円または税収の15%のいずれか低い額とされておりました立地周辺市町村への交付限度額につ

いて、その後の県の核燃税条例の改正に伴い、税収見込みが増額となることを踏まえ、平成26年度から30億円、または税収の18%のいずれか低い額とされました。その後も継続して核燃税収入が増額となる傾向にあったことや、東日本大震災による県内原子力関連施設の稼働延期や工事停止の長期化により、立地地域の経済が危機的状況にあることを踏まえて、平成30年度に県内原子力関連施設立地4市町村長による県知事への要請活動において、上限額の撤廃及び配分の見直しを求めております。

しかしながら、令和元年度における県の制度の 見直しによって、交付限度額が30億円以内という 核燃税収入の増税が一切反映されない制度に変更 されたことから、4市町村長及び下北総合開発期 成同盟会の要請活動において、引き続き上限額の 撤廃及び配分見直しを求め続けてきたという経緯 がございます。そうした繰り返しの要請に加え、 むつ市議会におかれましても同様の要請活動を行っていただいたことにより、このたび令和6年度 における立地周辺市町村への交付限度額を税収の 18%とする県による制度見直しが図られ、上限撤 廃に至ったものと認識しておりますので、ご理解 賜りたいと存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 財務部長。
- ○財務部長(松谷 勇) 核燃料物質等取扱税交付 金についてのご質問の2点目、増額分の用途につ いてお答えいたします。

令和6年度分の交付額につきましては、これまでの1.5倍程度の増額と伺っておりますが、現時点で具体的な交付額が示されていないことから、交付額が分かり次第、交付要綱に基づき市民生活の向上や市の喫緊の課題解決に資する事業への充当など、有効な活用を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長(冨岡幸夫) 総務部長。

○総務部長(吉田和久) 防災行政についてのご質問の1点目、東日本大震災以降の市の防災対策の達成度についてお答えいたします。

当市においては、東日本大震災を受けて、非常 用発電機や備蓄食料などの整備の重要性が課題と して浮き彫りになったと認識しており、具体的な 対策といたしましては、避難所の発電機及び備蓄 食料などの整備をはじめ、避難所運営マニュアル の策定などを実施してまいりました。そのほかに も地域防災計画等の防災に関する各種計画の見直 しと新規策定、ハザードマップや防災マップの作 成、配布と、それらを用いて防災意識を醸成する ための出前講座の実施、全国瞬時警報システム」 アラートの導入やSNSなどを利用した災害情報 伝達手段の整備、地域で取り組む防災対策として のむつ市避難行動要支援制度の推進や自主防災組 織への支援、災害時には避難経路にもなる道路の 整備、各種団体等の災害時応援協定の締結など、 様々な対策を実施してまいりました。

しかしながら、元旦に発生しました能登半島地 震のように、災害は待ってはくれません。災害対 応に終わりはないとの考えで、常に市の災害対応 をアップデートし続けたいと考えておりますの で、ご理解賜りたいと存じます。

次に、ご質問の2点目、千島海溝・東方沖等の 地震に関する被害予想地区の避難訓練及び当該地域の講習会開催、認識の徹底についてお答えいた します。当市では、現在むつ市津波避難計画の修 正に取り組んでおり、この修正では千島海溝・東 方沖を含む複数の津波断層モデルにおいて被害が 最大となる値を採用し、津波からの避難対象地域 や避難困難地域等を明確化することを定めている ものであります。

計画の修正後には、自主防災組織を含めた地域 の皆様と一緒に地域を回りながら避難路などを確 認及び点検するほか、地域ごとの津波避難計画の 策定支援や津波避難訓練の実施などを検討しており、市内各地で、また長期的に実施することで、 地震、津波に対する地域、市民の皆様の防災意識 が醸成されていくものと考えておりますので、ご 理解を賜りたいと存じます。

- ○議長(冨岡幸夫) 19番。
- ○19番(佐賀英生) 答弁いただきました。ようやく核燃税交付金が上がるということで、これ長く闘ってきたわけですが、市長、持っていますね、あなた。まあ、持っている。まず新聞に載ってがっつりと。ましてや、前むつ市長の宮下氏が知事になっていると。彼がすばらしいですよね、行動も速いしアクションも速い。やはりこういうもので達成できるという、この達成感というのは大変大きなものだと思っております。ぜひとも成功させて、またそのときには教えていただきたいと。

2番目のところなのですけれども、この用途、 これから決まっていくのでしょうけれども、少な くとも私は6月定例会あたりまでにはある程度の 金額的なめどが出そうだと思っている。

1つお願いしたいのですが、本当は今回これではなくて、お買物バスという形で……。子供たちに一生懸命やっているのは、これは結構です。ただ、この前老人クラブに呼ばれて、いろいろと最近はブーイングが多くて、ちょっと年寄りにも少し頑張ってくれよという声も聞こえて、やはりお買物難民ですとか、給食の制度ですとか。以前教育委員会に、給食のほうをしたのですけれども、これがちょっと制度的な問題で時間がかかると。そういうものに向けてやっていただきたいというものがある。

買物難民という形で、どうしても買物に行くのに難があると。免許を返してしまったとか、タクシー代がかかるとか、バスが通用していないとか、そういうものがありますので、ちょっと先達の方々に用途を振り分けるような施策が必要と考える

のですけれども、その点について、市長、いかが でしょうか。

- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(山本知也) まずは増額分の充当事業につ きましては、先ほど財務部長が答弁いたしました とおり、防災、安全対策や民生安定対策、地域振 興等、既存の事業をはじめ新規事業におきまして、 市民生活の向上や市の喫緊の課題解決に資するこ とを第一に検討していくという大きな方針がござ います。佐賀議員おっしゃるとおり、私自身も町 内会をはじめ老人クラブの皆さんとのスマイル・ トークリレー「FLAT」の中でお買い物支援は じめ移動支援について多くの声をいただいており まして、令和6年度の新年度の予算におきまして、 既にお買い物支援事業調査研究事業というものを 計上しておりますので、その点については新年度 の予算でお応えできるというふうに考えておりま す。これから増額分の事業につきましては、今後 皆さんとしっかりと検討して、事業の構築に向け て検討してまいりたいと考えてございます。
- ○議長(冨岡幸夫) 19番。
- ○19番(佐賀英生) ありがとうございます。ぜひとも前向きに考えていただきたいと。そのアンケートを私は知らなくて、今回一般質問に出さなくてよかったと思います。次あたり、ちょっとおいしく出したいと思っていますが。

次に、2番目になりますが、モンベルとの関係ということで、やっぱりそういう人と人のつながりというのが大事かと思います。僕は何で会ったかと、どこで接点を持ったのかと思いましたら、磐梯町の町長でしたか、そういうのがあると。そういうことを聞いて、大変大きなつながりだと思っております。

7項目、さっきの答弁の中で出たのですが、その提携する7項目についてちょっと教えていただきたいのですけれども。

- ○議長(冨岡幸夫) 企画政策部長。
- ○企画政策部長(角本 力) お答えいたします。 7項目についてですけれども、こちらにつきま しては、今回締結いたしました包括連携協定の第 2条に記載がありまして、7項目読み上げさせて いただきます。
  - 1、自然体験の促進による環境保全意識の醸成に関すること。
  - 2、子どもたちの生き抜いていく力の育成に関すること。
  - 3、自然体験の促進による健康増進に関すること。
    - 4、防災意識と災害対応力の向上に関すること。
  - 5、地域の魅力発信とエコツーリズムの促進に よる地域経済の活性化に関すること。
    - 6、農林水産業の活性化に関すること。
  - 7、高齢者、障がい者等の自然体験参加の促進に関すること。

以上でございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 19番。
- ○19番(佐賀英生) とてもいい7項目で、ちょっと速くて書けないのもあったのですけれども。

7つを同時に進めるというのは大変かと思うのですが、市長としては、7つを一緒に進められれば、これはこれにこしたことはないのですけれども、大体今後においてどこら辺から順番に手をつけてやっていこうという、現時点で結構ですけれども、考えておりますでしょうか。

- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(山本知也) モンベルさんの7つのミッションがそのまま包括連携協定に盛り込まれているわけでございますけれども、私自身はこの7つの項目を見たときに、まさにジオパークの活動と合致するという認識の下に、むつ市だけではなくて下北ジオパークで連なっております5市町村で締結するべきではないかということで、5市町村と

もに協定を締結させていただいております。そういう意味では7つの項目に、先ほど企画政策部長が申し上げたとおり、自然の保全、子どもたちの生きていく力、防災、地域の発信、農林水産業、高齢者、障がい者の自然体験の促進、これは全てジオパークの活動につながってございまして、ジオパークの活動にあります自然の保全活用、防災教育、そして地域振興、これ全ての活動がつながっておりますので、下北ジオパークの活動を通じてモンベル様の知恵を、知見をお借りして進めていきたいと考えてございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 19番。
- ○19番(佐賀英生) とてもいい発想だと思います。 下北ジオパークでもそうですし、自然体験もそうなのですけれども、やはりキャンプ場とかにも 恵まれています。脇野沢地区でも川内地区でも、 田名部地区でも、大畑地区でも。私は、滞在期間 の長いキャンプ場にちょっと力を入れて、いつも やっていたのですけれども、入れてもらいたいと。 結構キャンプ場というのは1日、2日ではなくて、 1週間なり2週間なり滞在する方が多いと。

ちょっと大畑地区だけの話をして恐縮なのですけれども、ほかのキャンプ場はあまり承知しておりませんので。昔は、薬研に1か月いるとか、もしくはあまりよ過ぎてよ過ぎて、生活している人も、もう住んでしまったという人もいるとか、そういう方もいて、やっぱりそういうものが必要ではないかと。これは、人的交流にもなりますし。

去年私、ちょっと縁がありまして、オーストラリアですとか、カナダですとか、ロシアですとか、そういう方がちょっと来てやったのですけれども、物すごくいいと。あの方々というのは、僕らみたいのと違って、二、三日で帰るのではないのです。1週間とかバケーションが長いものですから、だっぷりと遊んでいくと。そういうものをやると、やはりそういうもので経済的にもお金も落

ちるし、自然も見ていただけるし、また日本というのは治安がよくて、いても安全だというものがありますし、インバウンドにしてもおもしろいかと思います。昨今を見ますと、比較的アジアの方が多くて、それはそれで結構なのですけれども、やはり世界的に発信して、来られるような施策やそういうものをしていただきたいと思うのですが、どの程度までそういうふうに考えていけるような形があるでしょうか。

- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(山本知也) 佐賀議員からご提案をいただ きましたけれども、キャンプ場という一つの例を 取らせていただくと、この件についてもモンベル の辰野会長と議論を重ねておりまして、今キャン プ場に行く方、例えばキャンプする方が、テント、 寝袋、全てを用意して行く方があまり多くないと。 手ぶらで行きたい方が増えていると、そういった ことを辰野会長がおっしゃっておりまして、イン バウンドも含めて国内のキャンプをされている方 も、キャンプ場で、例えばですけれども、モンベ ルのテント、寝袋が借りられる、そういった用意 がされているところにお客さんが行っているとい う傾向があるということでございますので、モン ベルさんのそういった知見もしっかりとお借りし て、モンベル用品高いので、そろえて来られるの はなかなか難しいと思いますけれども、キャンプ 場に用意してあれば、気軽にキャンプに来られる と。そして、むつ下北のこの自然を体験できる、 そういった場所を市としてもつくっていきたいと 考えてございます。
- ○議長(冨岡幸夫) 19番。
- ○19番(佐賀英生) ありがとうございます。実は、 今それを言おうとしたのですけれども、ありがと うございました。やはりそういうものがいいです し、また地元の方も、やっぱりテントを立てる云 々というのは、結構おやじの威厳も立つのです、

がっつりと、お父さんすごいと。家族でいるというのがいい。ただ、僕らはいつも飲んでばかりいて、キャンプ場に飲み会の場所を借りただけで、よく注意されていましたが、そこではマナーも知ってくると。教育上も大変よろしいかと思っております。ぜひとも進めていただいて、また各地にはてこ入れをしていただきたいと。

昔は、バイクでがっつり何十台も来たりとか、 あとはキャンピングカーで来たりですとかあった のですけれども、薬研地区に限って言いますと、 ちょっとごみがよろしくなくて注意したら、一回 で来なくなったと。三沢市の米軍の方々もしょっ ちゅう土曜日、日曜日というとほとんど来ていた のですけれども、ごみ出し関係で厳しくしたら、 全く来なくなったという例がありますので、そこ ら辺のところはマナーを守っていただきながら、 進めていただきたいと思っております。

次、3番目になりますが、防災対策の部分なのですけれども、先般大畑地区の事業のとき、大変よろしくて、3Dの画像が大変勉強になりました。僕らも経験あろうかと思いますが、航空写真を撮ると自分の家を探しますよね。それと同じで、津波の波がどこまで来ているとか、安全な場所とか、色で区別しているわけです。そうすることによって、自分の家がどの程度のものなのか、どこまでいいのかと、そういうのができますし、また自分でも覚えられると。そういう感じで当該地区、海岸沿いをまずターゲットにした講習会とかそういうものを、町内単位でも結構ですし、望む方でも結構ですけれども、そういう講習会をその3Dのものを使ったものでできないかと、そういうふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(山本知也) 今佐賀議員おっしゃったとおり、当市といたしましても、視覚に訴えることができる3D表示システムは、市民の避難意識の啓

発に非常に有効であると考えてございます。また、 避難訓練の実施の地区の選定基準及び優先順位に つきましては、むつ市は津軽海峡側及び陸奥湾側 で異なる特徴の津波対策を講じる必要があります ことから、自主防災組織等の関係機関と一緒に検 討した後に実施をしたいと考えてございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 19番。
- ○19番(佐賀英生) ありがとうございます。

あと、その地域の方にお話しするといいのが、 やはり先達の方々というのは知恵がある。前回の 3.11のときも岩手県の方々はおっしゃっていまし たけれども、ずっとおじいちゃん、おばあちゃん から、何があったらここに逃げろとか、こうだっ たとか、口伝、口承で体現して、そういうのを覚 えていると。去年の選挙のときに、いろいろ皆さ ん来たのですけれども、その言った場所を見てき ました。今指定している場所よりももっといいと ころを地域の人というのは覚えているのです。こ の道を上っていけばいいとか。そういう意見を拾 いながら、その地域、そのブロックの人たちがよ く覚えているやりやすいような避難の道を確保す るですとか、そういうものも必要かと思っており ます。

そのためには、一部やはり草が生い茂っているとか、名前出して悪いのですけれども、正津川地区の人たちは、昔はここに逃げていたのだと、今は違うところになっていると。確かに高台で広くなっていいです。僕のうちもそうです。今大畑地区で上野地区、高いところですね、あそこまで逃げるより、私の家の50メーター手前が約同じ高さで、そこに逃げたほうが時間的に5分から6分短縮になるわけです。そういう地域の人が知っているあんばいとか、そういうものが必要かと思うのですが、そこら辺のところも加味してつくっていただきたいと思うのですが、修正かけるときにいかがでしょうか。

- ○議長(冨岡幸夫) 市長。
- ○市長(山本知也) 先人の皆様の知見も大切にしていきたいと思いますし、新年度は防災士の資格の取得費用というものを市民の皆様はじめ、この間高校生の子供たちが来てくれて、私たちも取りたいと、私たちも防災に関わっていきたいと、そういうこれからを担う子供たちにも防災という意識を啓発していくために、防災の予算を上乗せし、取得の予算を計上させていただいております。そういった先人の皆様の知見も含めて、むつ市津波避難計画の修正も含めて、決まった避難先、避難路につきましては、災害時に確実に使えることが大切になりますので、点検や整備等につきまして、計画の修正に当たって検討してまいりたいと考えてございます。
- ○議長(冨岡幸夫) 19番。
- ○19番(佐賀英生) ありがとうございます。あまり長くやると岡崎議員に叱られますので、さっさと終われということですので、1つだけ最後にお伺いしたいのですけれども。

この前の講習会では、5分が命取りだと。もし知っていれば、知らなければ結構です。例えば災害が起きる。起きる前に警報が来るときもありますよね。例えば国から県とかにこういうのが鳴ります、こういう状況ですと、気象関係のやつ、津波関係のやつが来ますよね。むつ市まで届くその時間的には大体何分ぐらいか分かればで結構です、分からなければいいのですけれども、知っていたらよろしくお願いします。

- ○議長(冨岡幸夫) 総務部長。
- ○総務部長(吉田和久) お答えいたします。

津波に関しましては、Jアラートで直ちに鳴る ことになっており、時間ではありませんので、J アラートが鳴りましたら直ちに海岸から、海岸も そうですけれども、津波浸水地域の方々におきま しては、直ちに避難行動を取っていただきたいと、 そう考えております。以上でございます。

- ○議長(冨岡幸夫) 19番。
- ○19番(佐賀英生) ありがとうございます。やはり全項目というよりも、先ほども浅利議員がやりましたけれども、みんな関心を持っています。また、そんなそう遠くないうちに何らかの形で来そうだと。これは、来ないことにこしたことはありませんが、そういうのに備えておきたいと思っております。もう来るのだと、来てからどうするかの状況に入っているのではないかと個人的には思っておりますので、よろしくお願いします。

今日は、市長、わざわざいっぱい答えていただ きありがとうございました。終わります。

○議長(冨岡幸夫) これで、佐賀英生議員の質問 を終わります。

## ◎散会の宣告

○議長(冨岡幸夫) 以上で本日の日程は全部終わりました。

なお、明3月1日は野中貴健議員、富岡直哉議員、佐藤広政議員、住吉年広議員、濵田栄子議員の一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午後 3時49分 散会